

## IV 生涯を通じた健康づくり

### 1 多様な保健サービスの提供

#### (1) 栄養・健康づくりの推進

県では、健康増進法の趣旨を踏まえながら県民一人ひとりが生涯にわたって健康で長生きしていただくために平成20年3月に「元気な福井の健康づくり応援計画」を策定し、健康づくり施策を実施しています。重点的な取組みは、①メタボリックシンドロームの予防の推進、②がん対策の推進、③休養・こころの健康づくりの推進、④歯と口腔の健康の推進です。

メタボリックシンドローム予防の取組みとして、センターでは、給食施設における栄養管理の推進および市町における栄養改善活動の支援、栄養成分表示等の情報提供による食環境の整備の充実を図っています。

また、平成24年度においては、福井県の食材を使用し、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったヘルシーな食事「ふくい健幸美食」を飲食店等で提供いただき、食を通じた健康づくりとふくいの食をアピールしました。

#### ア 給食施設指導

健康増進法に基づき、特定多数の人に対して、継続的に1回100食、または1日250食以上の食事を提供する「特定給食施設」、より小規模の「その他の給食施設」に対し、適切な栄養管理が実施されるよう巡回指導を実施しています。(表2)

また、食生活・栄養管理支援事業として、給食施設の栄養担当者等を対象に適切な栄養管理が実施されるよう研修会を開催しています。(表5)

表1 特定給食施設届出状況 平成24年度

種類	件数
事業開始届	2
届出事項変更届出	6
事業休止(廃止)届出	1
栄養管理状況報告書	203

表2 給食施設指導状況 平成24年度

	給食施設数	
	特定給食施設	その他の施設
巡回指導数	88	26

表3 給食施設栄養士配置状況

平成24年度

		管理栄養士のみ いる施設		管理栄養士・栄養士 どちらもいる施設			栄養士のみ いる施設		管理栄養 士・栄養士 どちらもい ない施設数	合計 施設数
		施設数	管理栄 養士数	施設数	管理栄 養士数	栄養士数	施設数	栄養士数		
特定給食施設	学校	15	15	0	0	0	10	10	20	45
	病院	3	8	10	29	28	0	0	0	13
	介護老人保健施設	3	4	4	6	5	0	0	0	7
	老人福祉施設	5	5	1	1	3	1	3	0	7
	児童福祉施設	5	6	3	3	4	20	32	9	37
	社会福祉施設	4	5	0	0	0	3	3	0	7
	事業所	1	1	1	1	1	1	2	3	6
	寄宿舎	0	0	0	0	0	1	1	0	1
	一般給食センター	0	0	0	0	0	1	2	0	1
計	36	44	19	40	41	37	53	32	124	
その他	学校	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	病院・医院	3	3	5	8	9	5	5	1	14
	介護老人保健施設	1	2	0	0	0	1	1	0	2
	老人福祉施設	1	1	1	1	1	7	8	1	10
	児童福祉施設	1	2	0	0	0	8	9	18	27
	社会福祉施設	1	1	1	1	1	4	5	12	18
	事業所	0	0	0	0	0	2	2	2	4
	自衛隊	0	0	0	0	0	0	0	1	1
計	7	9	7	10	11	27	30	38	79	
総数	43	53	26	50	52	64	83	70	203	

表4 特定給食施設栄養管理状況（平成23年度実施率（%））

	施設数	栄養スクリーニング	栄養アセスメント	栄養ケアプラン作成	栄養補給量算出	栄養指導	栄養モニタリング	ケア後の評価
学校	48	93.8	68.8	50.0	4.2	45.8	22.9	22.9
医療機関	13	100	100	100	100	92.3	100	100
介護老人保健施設	7	100	100	100	100	85.7	100	100
老人福祉施設	7	71.4	71.4	71.4	71.4	42.9	57.1	71.4
児童福祉施設	38	100	84.2	44.7	7.9	52.6	63.2	50.0
社会福祉施設	7	100	100	100	100	85.7	85.7	85.7
事業所等	8	0	0	0	0	0	0	0
計	128	90.7	76.7	58.1	30.2	55.0	51.9	48.8

表5 食生活・栄養管理支援事業実施状況

平成24年度

実施日	実施場所	内容	受講者数
平成24年 12月12日	サンドーム福井	嚙下に関する研修会 ・食味会 「キザミの大きさによるグループ化」 ・アンケート結果の概要 ・グループワーク 「食形態のチェックや決定に栄養士はどうかかわると良いか」	管内医療機関、高齢者関係施設の栄養士等 (39名)
平成25年 3月7日	アイアイ鯖江	災害時の食生活支援に関する研修会 ・情報提供 「災害時における給食運営マニュアルについて」 「嚙下困難者に対する食形態(刻み)の現状と共有化に向けて」 ・グループワーク 「備蓄食料について」「食形態別食事摂取量について」	管内医療機関、高齢者関係施設の栄養士等 (30名)

### イ 健康づくり運動普及事業

平成23年度県民健康・栄養調査の結果から、福井県民は全国と比べて運動習慣を持つ人が少なく、1日の歩行数も減少傾向にあることから、地域で健康づくりを普及している団体や運動指導を行う人を対象に運動普及研修会を開催しています。(表6)

表6 健康づくり運動普及事業実施状況

平成24年度

実施日	場所	内容	受講者数
平成24年 7月30日	越前市福祉健康センター	運動実技 「正しい歩き方と高齢者になっても楽しめる大人のラジオ体操」	管内健康づくり実践団体等(125名)
平成25年 3月12日	越前市福祉健康センター	運動実技 「正しいラジオ体操の実践」	事業所衛生管理者・市町等(53名)

### ウ 食環境の整備

外食や中食を提供する飲食店等において、栄養成分表示やバランスメニュー等の健康に配慮したメニューの提供や禁煙を行う「健康づくり応援の店」への登録事業を行い、食環境の整備の充実を図っています。(表8)

平成24年度は、ふくい食と健康づくり事業において、福井県の食材を使用し、低カロリー・低塩分で野菜を多く使ったヘルシーな食事「ふくい健幸美食」を、地域の飲食店、社員食堂で11月の「ふくい味の週間」にご提供いただきました。(表7)

表7 「ふくい健幸美食」提供店(10店舗)

平成24年度

所在地	店名
鯖江市	Cafe&lunch こころ・(株)すみよし・スローベリイ
越前市	ワークホームそら・仁愛大学食堂(株)魚国総本社・(株)大江戸 パナソニック(株)武生工場食堂(スバル食品(株))
南越前町	三谷商事(株)レストラン部・おばちゃんの店(ほっと今庄)
越前町	オタイコヒルズ

表 8 「健康づくり応援の店」登録状況

平成 24 年度

	飲食店	旅館・ホテル	弁当・惣菜菓子店	製造所	事業所給食その他	コンビニエンスストア	合計
鯖江管内	21	3	3	0	1	7	35
武生管内	19	0	7	1	3	10	40
合計	40	3	10	1	4	17	75

表 9 栄養表示および虚偽誇大広告等の相談

	栄養表示相談数	虚偽誇大広告相談数
平成 21 年度	5	5
平成 22 年度	6	8
平成 23 年度	2	1
平成 24 年度	2	1

### エ 地域における栄養改善の推進

生活習慣病の予防には、適切な食生活の実践が重要です。地域住民に対する栄養改善は市町が主体的に実施していますが、県では市町や関係団体等を支援し、県民の健康づくりの推進に取り組んでいます。

表 10 管内市町の栄養士の配置状況

平成 24 年度

栄養士の配置されている市町	鯖江市(2名)、越前市(1名)、越前町(1名)
栄養士の配置されていない町	池田町、南越前町

注) 栄養士未配置の町では、事業等に併せて在宅栄養士の雇いあげ、または担当課の保健師で対応

表 11 食生活改善推進員活動の支援

平成 24 年度

	鯖江支部	武生支部
食生活改善推進員数	鯖江市 105 名	越前市 197 名 南越前町 88 名
育成講座・研修会等の支援	4 回	11 回

注) 現在、池田町、越前町は福井県食生活改善推進員連絡協議会を休会中。

表 12 平成 24 年国民健康・栄養調査実施状況

区分	地区	対象世帯数	対象者数	協力世帯数	協力者数
鯖江管内	越前町上糸生	23	60	19	54
武生管内	越前市芝原 3 丁目	55	131	37	79
合計		78	191	56	133

### オ 管理栄養士・栄養士免許申請

栄養士法に基づき管理栄養士および栄養士の免許申請や書換え申請業務を行っています。(表 13)

表 13 栄養士免許申請状況

平成 24 年度

種類	管理栄養士免許	栄養士免許
免許申請	16	23
書換え・名簿訂正申請	6	13
再交付申請	0	2
免許照合	20	0

## (2) たばこ対策

### ア 児童生徒の喫煙防止教室への支援

たばこの害を十分に認識せず、未成年から喫煙を始めることがないように、教育関係者と連携し、児童・生徒に対して喫煙防止について教育・啓発を行なっています。(表 1)

表 1 喫煙防止教室実施状況

平成 24 年度

	回数	内 容	参加者	
			生徒	教諭
小学校	2	実験、講義	37	4
工業高等専門学校	1	講義	213	10
計	3		250	14

### イ 世界禁煙デー・禁煙週間の取組み

街頭キャンペーンで禁煙週間の普及物を配布し、喫煙防止について啓発しました。

## (3) 母子保健

### ア 市町母子保健事業の現状

近年、少子化、核家族化、社会連帯意識の希薄化による地域の養育機能の低下など、母と子をめぐる様々な環境は大きく変化し、母子保健対策の重要性は増大しています。

こうした状況に対応して、妊娠、出産、育児や乳幼児保健について、きめ細かく、かつ一貫したサービスの提供を図るという観点から、平成 9 年度より健康診査、訪問・相談指導等の実施主体が県から住民に身近な市町に一元化され実施されています。また、これまで県が行ってきた低出生体重児の届出の受理や未熟児の訪問指導、養育医療、自立支援医療（育成医療）の給付については、平成 25 年度からは市町が行っています。

### (ア) 各母子保健事業の実施状況

妊娠期の保健対策として、母子手帳の交付時面接等による健康相談を行い、分娩や出産に関する不安の軽減やハイリスク妊婦の把握に努めており、医療機関委託妊婦健診や保健師・助産師等による訪問指導、母親学級、両親学級等を実施しています。

乳幼児期の保健対策としては、医療機関へ委託している乳児健診をはじめ、各市町が独自で実施している集団による乳幼児健診、育児相談、子育て教室および各種の子育てサロン等の自主グループへの支援等を実施しています。

また、思春期保健対策として、学校保健と連携して赤ちゃんとのふれあい（体験）教室等を実施しています。

近年は、少子化対策として子育て支援策が充実されてきています。また、育児不安や児童虐待予防に対する母子保健での取組みがますます重要になっています。

そのためには、保健・医療・福祉および学校等関係機関のより一層の連携強化により、効果的な育児支援ネットワークを構築していくことが必要です。

表1 母子保健事業実施状況

平成24年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
健康診査	妊婦	★妊婦健診	★妊婦健診	★妊婦健診 ★産後健診	★妊婦健診	★妊婦健診
	乳児	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 ★12か月児健診	★1か月健診 ★4か月健診 ★9～10か月健診 赤ちゃん健診 (6～7か月児・経過観察児等)	★1か月健診 ★4か月健診 ★9か月健診
	幼児	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳児健診 2歳6か月児健診 3歳児健診 4歳児健診 5歳児健診	1歳6か月児健診 3歳児健診	1歳6か月児健診 2歳児歯科健診 3歳6か月児健診
健康相談	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>お父さんの子育て手帳</li> <li>パパチケット交付</li> <li>乳幼児発達相談</li> <li>ことばの相談</li> <li>すくすく育児相談(前期・後期)</li> <li>保健師相談会</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>父子健康手帳交付</li> <li>2か月児セミナー(離乳食教室)</li> <li>乳児育児相談(離乳食教室)</li> <li>こどものそうだん会</li> <li>乳幼児育児相談(すこやかサロン)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>★妊婦歯科保健指導</li> <li>子育て相談</li> <li>母乳哺育相談</li> <li>★母乳栄養支援事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>子育て相談室</li> <li>妊婦相談(電話)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>母子健康手帳交付</li> <li>妊婦相談</li> <li>子どもの発達相談</li> </ul>	
健康教育	思春期	思春期保健福祉体験事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃん抱っこ体験学習</li> <li>子どもの生活習慣病予防事業</li> <li>教育相談(性感染症の予防)</li> </ul>			
	妊婦		<ul style="list-style-type: none"> <li>両親学級</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊婦相談</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マタニティセミナー</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>マタニティスクール</li> </ul>
	乳幼児	<ul style="list-style-type: none"> <li>幼児親子教室</li> <li>かがやきキッズ(幼児)</li> <li>たくみ会(就学児)</li> <li>さくらんぼキッズ</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>のびのびはったつ教室</li> <li>地域赤ちゃん教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>子育て講演会</li> <li>離乳食教室</li> <li>なかよしひろば</li> <li>絵本の窓(ブックスタート運動)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>歯ピカ☆教室</li> <li>虫歯予防教室</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>離乳食教室</li> <li>幼児親子教室</li> <li>歯みがき教室(保育所巡回)</li> </ul>
(妊婦・申請時のみ) 家庭訪問	<ul style="list-style-type: none"> <li>こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>乳幼児家庭訪問</li> <li>育児不安の強い母親への訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ハイリスク妊婦訪問</li> <li>こんにちは赤ちゃん事業</li> <li>乳幼児健診事後訪問</li> <li>幼児健診未受診者訪問</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>妊産婦家庭訪問(検診事後指導 他)</li> <li>新生児訪問</li> <li>乳児家庭訪問(育児相談・健診事後指導訪問等)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃん訪問</li> <li>妊婦相談(訪問)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>赤ちゃん訪問</li> <li>乳児家庭訪問(要フォロー児)</li> <li>妊婦訪問</li> </ul>	
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>自主グループ支援(コスモスキッズ)</li> <li>歯みがき教室</li> <li>栄養指導</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国人母子保健事業(通訳配置)</li> <li>児童発達支援事業(個別訓練・グループ保育、コミュニケーション教室)</li> <li>産後ケア事業</li> <li>子育てグループ・子育てボランティアの育成</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>★3歳児歯科保健指導(フッ素塗布)</li> <li>ブラッシング指導</li> <li>母子保健推進活動</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>虫歯のない子の表彰</li> <li>子保健関係者連絡会</li> <li>保健推進員研修会</li> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特定不妊治療費助成事業</li> </ul>	

★は医療機関委託にて実施

(イ) 母子訪問活動状況

妊産婦、新生児および乳幼児訪問は、各市町の保健師等が行っており、訪問活動の取り組み状況は表2のとおりです。

育児不安や虐待予防等に対応していくためにも、訪問等による個別指導の充実が求められる中、平成19年度から市町における「こんにちは赤ちゃん事業」により、生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問することになりました。当事業の結果、新生児、乳児、産婦訪問が充実したものとなりました。

表2 管内市町別対象別母子訪問活動状況

平成24年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町
妊 婦	実人員	0	2	1	0	1
	延人員	0	2	1	0	5
産 婦	実人員	605	256	11	68	155
	延人員	613	256	11	69	155
新生児 (未熟児除く)	実人員	10	17	0	1	0
	延人員	10	17	0	1	0
未熟児	実人員	55	8	0	6	9
	延人員	55	8	0	8	9
乳 児 (新生児・ 未熟児除く)	実人員	552	231	11	58	146
	延人員	560	231	11	58	146
幼 児	実人員	20	130	0	36	3
	延人員	23	155	0	67	3
その他	実人員	0	5	0	2	0
	延人員	0	5	0	7	0

(地域保健事業報告より)

(ウ) 妊婦一般健康診査

近年、出産年齢の上昇等により、健康管理がより重要となる妊婦が増加傾向にあるとともに、経済的な理由等により健康診査を受診しない妊婦も見られ、母体や胎児の健康確保を図る上で、妊婦健康診査の重要性、必要性が一層高まっています。妊娠中の疾病の予防と早期発見をめざし、各市町では妊婦に対し適切な指導を実施するため医療機関に妊婦の健康診査を委託して公費で行っています。平成 21 年 1 月 27 日から福井県では妊婦健診費無料化事業が開始され、妊婦健診が原則無料となりました。

平成 24 年度の管内の受診率は、妊娠前期 92.5%、妊娠中期 89.2%、妊娠後期 81.3%でした。

異常を認められた中では「貧血」が大半を占めています。(表 3)

表 3 妊婦一般健康診査状況

平成 24 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内		
妊娠前期	受診票交付数	681	708	13	91	157	1650		
	受診人数	611	672	12	75	157	1527		
	受診率 (%)	89.7	94.9	92.3	82.4	100.0	92.5		
	受診結果 (件数)	異常あり	異常なし	598	647	12	74	154	1485
			実人数	13	25	0	1	3	42
			延人数	13	25	0	1	3	42
			高血圧等 (%)	0	9	0	0	0	9
				0	1.3	0	0	0	0.6
			貧血 (%)	8	7	0	1	1	17
				1.3	1.0	0	1.3	0.6	1.1
その他 (%)	5	7	0	0	2	14			
	0.8	1.0	0	0	1.2	0.9			
妊娠中期	受診票交付数	681	708	15	91	157	1652		
	受診人数	602	638	10	60	163	1473		
	受診率 (%)	88.4	90.1	66.7	65.9	103.8	89.2		
	受診結果 (件数)	異常あり	異常なし	429	515	9	51	121	1125
			実人数	175	123	1	9	42	350
			延人数	175	123	1	9	42	350
			高血圧等 (%)	1	7	0	0	0	8
				0.2	1.1	0	0	0	0.5
			貧血 (%)	156	99	1	8	39	303
				25.9	15.5	10.0	13.3	23.9	20.6
その他 (%)	18	17	0	1	2	38			
	3.0	2.7	0	1.7	1.2	2.6			
妊娠後期	受診票交付数	681	708	15	91	157	1652		
	受診人数	563	576	10	53	140	1342		
	受診率 (%)	82.7	81.4	66.7	58.2	89.2	81.2		
	受診結果 (件数)	異常あり	異常なし	460	476	8	47	126	1117
			実人数	105	100	2	6	14	227
			延人数	105	100	2	6	14	227
			高血圧等 (%)	2	7	0	0	0	9
				0.4	1.2	0	0	0	0.7
			貧血 (%)	95	87	2	6	12	202
				16.9	15.1	20.0	11.3	8.6	15.1
その他 (%)	8	6	0	0	2	16			
	1.4	1.0	0	0	1.4	1.2			

注)「異常あり」の率は、受診人数に対する割合

(市町母子保健実施状況報告より)

(エ) 乳児一般健康診査（医療機関委託分のみ）

乳児期の疾病の予防と早期発見を行い適切な指導をするため、各市町は医療機関に委託して公費による乳児の健康診査を行っています。「乳児一般健康診査受診票」は、母子健康手帳や母子保健のしおりに挿入され、乳児は1か月児・4か月児・9～10か月児健康診査を医療機関で受診できます。さらに池田町は12ヶ月健診（医療機関委託）、南越前町は6～7か月健診（集団検診）を実施しています。（表4）

表4 乳児一般健康診査状況

平成24年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内		
1 か 月 健 診	対象者数	658	705	12	66	172	1613		
	受診者数	645	638	12	62	171	1528		
	受診率（％）	98.0	90.5	100.0	93.9	99.4	94.7		
	受診結果 （件数）	異常なし	581	578	11	59	163	1392	
		異常あり （件数）	実人数	64	60	1	3	8	136
			延人数	64	60	1	3	8	136
			要指導	19	12	0	2	0	33
			要観察	30	34	1	1	4	70
要精検			5	5	0	0	1	11	
要治療	10	9	0	0	3	22			
4 か 月 児 健 診	対象者数	659	673	12	69	172	1585		
	受診者数	647	656	11	69	168	1551		
	受診率（％）	98.2	97.5	91.7	100.0	97.7	97.9		
	受診結果 （件数）	異常なし	569	559	10	58	154	1350	
		異常あり （件数）	実人数	78	97	1	11	14	201
			延人数	78	97	1	11	14	201
			要指導	11	5	0	0	0	16
			要観察	34	33	0	4	6	77
要精検			11	0	0	0	4	15	
要治療	22	59	1	7	4	93			
6 ～ 7 か 月 健 診	対象者数				78				
	受診者数				71				
	受診率（％）				91.0				
	受診結果 （件数）	異常なし				48			
		異常あり （件数）	実人数				23		
			延人数				23		
			要指導				6		
			要観察				11		
要精検						1			
要治療				5					

9 ～ 10 か月健診			鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
	対象者数			659	652	11	90	168	1580
受診者数			647	617	11	80	163	1518	
受診率 (%)			98.2	94.6	100.0	88.9	97.0	96.1	
受診結果 (件数)	異常なし		579	553	11	70	148	1361	
	異常あり (件数)	実人数	68	64	0	10	15	157	
		延人数	68	64	0	10	15	157	
		要指導	6	10	0	1	0	17	
		要観察	41	25	0	4	13	83	
		要精検	5	3	0	1	0	9	
		要治療	16	26	0	4	2	48	
12 か月健診	対象者数				10				
	受診者数				9				
	受診率 (%)				90.0				
	受診結果 (件数)	異常なし				8			
		異常あり (件数)	実人数			1			
			延人数			1			
			要指導			0			
			要観察			1			
要精検					0				
要治療			0						

(市町母子保健実施状況報告より)

### (オ) 1歳6か月児健康診査

運動機能、視聴覚等の障害、精神発達の遅滞等について、早期に発見し早期に適切な指導や療養の援助を行うことを目的に、幼児初期の身体発育、精神発達の面で歩行や言語の発達の標識が容易に得られるようになる1歳6か月児に対して、市町が健康診査を実施しています。

なお、この健康診査では、生活習慣の自立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談等を行っています。市町においては、健診の場において心理相談員や家庭相談員を配置しているところもあります。

平成24年度の管内の対象者は1698人で、受診者は1651人、受診率は97.2%です。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は206人(12.5%)、精神面での有所見者は440人(26.7%)でした。また、その他の有所見者実数が38人(2.3%)でした。(表5)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付され健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付され、その結果に応じた経過観察や要治療等、適切な対応を行っています。(表6)

表5 1歳6か月児健康診査状況

平成24年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
対象者数		684	707	17	97	193	1698
受診者数		664	692	17	97	181	1651
受診率 (%)		97.1	97.9	100.0	100.0	93.8	97.2
異常なし		356	442	13	55	141	1007
異常あり	総数	308	250	4	42	40	644
	有所見率 (%)	46.4	36.1	23.5	43.3	22.1	39.0
	身体面	73	85	2	17	29	206
	有所見率 (%)	11.0	12.3	11.8	17.5	16.0	12.5
	精神面	224	173	1	29	13	440
	有所見率 (%)	33.7	25.0	5.9	29.9	7.2	26.7
	その他	11	23	1	3	0	38
有所見率 (%)	1.7	3.3	5.9	3.1	0	2.3	
歯科健診	受診者数	664	692	17	97	142	1612
	虫歯のない者	657	677	14	95	138	1581
	虫歯のある者	7	15	3	2	4	31
	軟組織の異常	3	65	0	0	0	68
	咬合異常	15	68	0	13	4	100
その他	71	34	0	29	1	135	

注)「異常あり」の有所見率は、受診者数に対する割合

(市町母子保健実施状況報告より)

表6 1歳6か月児健康診査精密検査結果

平成24年度

	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
交付数	7	3	0	0	2	12
異常なし	0	3			2	5
経過観察	6	0			0	6
要治療	1	0			0	1

(市町母子保健実施状況報告より)

### (カ) 3歳児健康診査

3歳児は、幼児期のうちで身体発育および精神発達の個人的差異が明らかになり、保健、医療による対応の有無が、その後の成長発達に影響を及ぼすということで重要な時期です。この時期に運動、視覚、聴覚、言語等の異常やその他の疾病を早期に発見し、適切な援助を行うことを目的に、3歳児に対して市町が健康診査を実施しています。また、この健康診査では、生活習慣の確立、むし歯の予防、幼児の栄養、その他親同士の交流や育児の相談などをおし、保護者への育児支援にも視点がおかれています。平成24年度の管内の対象者は1713人で、受診者は1671人、受診率は97.5%でした。

健康診査結果別にみると、身体面での有所見者は220人(13.2%)、精神面の有所見者は272人(16.3%)でした。また、その他の有所見者数が67人(4.0%)でした。(表7)

健康診査の結果、異常が認められた幼児については、医療機関で精密検査を受けるための受診券が交付され、その結果に応じて経過観察や要治療等の適切な対応を行っています。(表8)

表7 3歳児健康診査状況

平成24年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	
対象者数		667	743	23	69	211	1713	
受診者数		672	707	23	69	200	1671	
受診率		100.0	95.2	100.0	100.0	94.8	97.5	
異常なし		440	495	17	39	156	1147	
異常あり	総数	232	212	6	30	44	524	
	有所見率 (%)	34.5	30.0	26.1	43.5	22.0	31.4	
	身体面	75	87	4	24	30	220	
	有所見率 (%)	11.2	12.3	17.4	34.8	15.0	13.2	
	精神面	117	134	0	9	12	272	
	有所見率 (%)	17.4	19.0	0	13.0	6.0	16.3	
	その他	40	18	2	1	6	67	
有所見率 (%)	6.0	2.5	8.7	1.4	3.0	4.0		
歯科健診	受診者数	672	707	23	69	172	1643	
	虫歯のない者	559	578	17	49	139	1280	
	虫歯のある者	113	129	6	20	33	301	
	軟組織の異常	0	7	0	0	0	7	
	咬合異常	15	99	0	21	7	142	
	その他	62	4	0	8	2	76	
尿検査	受診者数	517	569	23	65	123	1297	
	蛋白	+	3	0	0	0	1	4
		++以上	0	0	0	0	1	1
	糖	+	1	0	0	0	0	1
		++以上	0	0	0	0	0	0

注)「異常あり」の有所見率は、受診者数に対する割合

(市町母子保健実施状況報告より)

表 8 3歳児健康診査精密検査結果

平成 24 年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
一 般	交付数	18	4	2	0	3	27
	受診数	13	4	2		2	21
	異常なし	3	0	1		2	6
	経過観察	8	4	1		0	13
	要治療	2	0	0		0	2
眼 科	交付数	8	48	0	2	1	59
	受診数	5	35		2	0	42
	異常なし	1	6		0	0	7
	経過観察	2	26		2	0	30
	要治療	2	3		0	0	5
耳 鼻 科	交付数	1	2	0	0	1	4
	受診数	1	2			1	4
	異常なし	0	2			0	2
	経過観察	0	0			0	0
	要治療	1	0			1	2

(市町母子保健実施状況報告より)

#### イ 当センターの母子保健事業の現状

当センターでは、専門的技術的観点から市町を支援するとともに、長期療養児等の訪問指導や小児慢性特定疾患等の医療給付事務、育児不安解消サポート事業などを実施しています。なお、これまで県が行ってきた未熟児の訪問指導、養育医療の給付、育成医療の給付については、平成 25 年度からは市町が行っています。

(7) 先天性代謝異常等検査事業

フェニールケトン尿症等の先天性代謝異常および先天性副腎過形成症および先天性甲状腺機能低下（クレチン）症は、放置すると知的障害や発育不良などの症状をきたしますが、早期に発見し適切な治療を行うことにより、心身障害を予防することが可能です。

発生頻度が比較的高く、治療方法についてもある程度確立されており、同時に検査することができるフェニールケトン尿症、メープルシロップ尿症、ホモシスチン尿症、ガラクトース血症、先天性副腎過形成症、先天性甲状腺機能低下（クレチン）症の6疾病について行われています。医療機関で、生後5～7日目の新生児の足蹠から穿刺によりごく少量の血液をろ紙に採り、これを県外検査機関に送付して検査が行われます。

当センターでは、検査結果が精密検査を必要とする乳児について、受診確認をする、保護者の相談に応じるなどの事後指導を実施しています。

管内の平成24年度の先天性代謝異常検査では、要精密検査者数は5件でした。（表9）

表9 先天性代謝異常等検査 平成24年度

		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内
平成24年度出生数		658	707	12	64	170	1611
要精密検査者		3	2	0	0	0	5
要精密検査結果	異常なし	2	1				3
	異常あり	0	1				1
	経過観察	1	0				1
	その他	0	0				0

※出生数：市町村母子保健実施報告より（平成25年3月31日現在の出生数）

(イ) 母子医療給付状況（医療費公費負担制度）

小児に対する医療援護として、母子保健法に基づく未熟児養育医療給付、児童福祉法に基づく育成医療給および結核児童への療育の給付、小児慢性特定疾患治療研究事業実施要綱に基づく医療給付があります。

表10 医療給付状況 (実人数)

種別 年度別	養育医療	育成医療	小児慢性 特定疾患	療育給付
平成20年度	46	66	169	0
平成21年度	38	59	165	0
平成22年度	43	56	175	0
平成23年度	38	67	175	0
平成24年度	57	74	177	0

**a 養育医療**

未熟児は、生理的に種々の未熟性があり、疾病にもかかりやすく、その死亡率も高いばかりでなく、心身の障害を残すことも多いため、生後すみやかに適切な措置を必要とします。

このため、母子保健法では出生時の体重が2,000g以下の場合や、生活力が特に薄弱で身体の発育が未熟なまま出生した未熟児に対して養育に必要な医療の給付を行う養育医療給付制度を設けており、昭和40年より実施しています。

未熟児に対する医療の給付は、厚生労働大臣または知事が指定する医療機関に委託して行い、入院に要する費用が対象になっています。管内での養育医療の指定医療機関は公立丹南病院のみであり、福井市内の指定医療機関に入院する児も多くあります。

管内の平成24年度の給付件数（実人数）は57件でした。（表11）

なお、これまで当センターで行ってきた養育医療給付の申請手続き事務、養育医療受給児の退院後の保健師による家庭訪問については、平成25年度から市町が行っています。

表11 出生体重別養育医療給付状況

平成24年度

出生体重 (g)	年度					24年度					
	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度						
						鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
～1,000	7	6	4	2	3	4	2	2	0	0	0
1,001～1,500	7	11	13	4	9	13	3	8	0	0	2
1,501～2,000	18	10	10	22	7	19	9	9	0	1	0
2,001～2,500	11	12	5	6	7	7	3	4	0	0	0
2,501～	10	7	6	9	12	14	8	5	1	0	0
計	53	46	38	43	38	57	25	28	1	1	2

## b 育成医療

身体に障害のある児童、または現存する疾患を放置することにより将来において障害を残すと認められる児童で、確実な治療効果の期待できるものを対象として、生活の能力を得るために必要な医療の給付を行うもので、昭和 29 年より実施しています。育成医療の給付は、厚生労働大臣または知事が指定する医療機関（更正医療）に委託して行うものです。

管内の平成 24 年度の育成医療給付は 74 件であり、疾病別では、音声・言語障害や心臓障害によるものが多くありました。（表 12）

なお、これまで当センターで行ってきた育成医療給付の申請手続き事務、申請時および退院後の保護者への相談対応については、平成 25 年度から市町が行っています。

表 12 育成医療給付状況（疾病別）

年度 疾病種別	19 年 度	20 年 度	21 年 度	22 年 度	23 年 度	24 年度					
						鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
肢体不自由	7	5	9	7	9	12	8	2		2	
視覚障害	7	10	4	3	7	7	2	5			
聴覚平衡 機能障害	5	2		2	3	6	2	2		2	
音声・言語 機能障害	20	32	26	24	25	29	6	14	1	3	5
心臓障害	20	8	10	8	23	16	8	8			
腎臓障害	1	2	1	2	0	0					
小腸機能障害	0	0	0	1	0	0					
その他の 内臓障害	8	7	9	9	11	4	3				1
計	68	66	59	56	78	74	29	31	1	7	6

**c 小児慢性特定疾患治療研究事業**

小児慢性特定疾患治療研究事業は、特定の疾患についての治療研究を行い、治療の確立と普及を図るとともに、患者家庭の医療費の負担を軽減することを目的として昭和 49 年より実施され、平成 17 年度から児童福祉法に根拠規定がおかれることになりました。

小児の慢性疾患のうち、その治療に相当の期間を要し、医療費の負担も高額となり、また、これを放置すると児童の健全な育成を阻害することとなる悪性新生物などの 11 疾患群（平成 17 年度より）が対象です。対象年齢は 18 歳未満の児童と制限されていますが、引き続き治療を必要とする場合には、20 歳になるまで医療の給付が行われます。

当センターでは、小児慢性特定疾患医療給付の申請手続き事務を行っており、申請時および申請中の保護者からの相談に対応しています。

管内の平成 24 年度の小児慢性特定疾患医療給付（実人数）は 177 件あり、疾病別では内分泌疾患によるものが最も多く、悪性新生物、慢性腎疾患、慢性心疾患が続きます。（表 13）

**表 13 小児慢性特定疾患医療受診券交付状況（疾病別）**

**各年度末現在**

年度 疾病種別	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度					
					鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
悪性新生物	29	25	21	23	26	7	12		2	5
慢性腎疾患	17	19	22	22	25	8	14			3
慢性呼吸器系 疾患	2	4	3	3	5	1	4			
慢性心疾患	17	16	19	20	25	9	11	1		4
内分泌疾患	60	59	63	61	52	16	25		4	7
膠原病	3	2	1	1	2	1				1
糖尿病	7	7	7	10	8	3	4		1	
先天性代謝 異常	8	11	13	11	10	4	5			1
血友病等 血液・免疫疾患	8	6	7	6	6	3	1		1	1
神経・筋疾患	9	11	14	13	14	7	5		1	1
慢性消化器疾患	6	5	5	5	4	1	3			
計	166	165	175	175	177	60	84	1	9	23

注) 慢性消化器疾患は平成 17 年度より疾患群に加われました。

#### d 療育給付

結核は、一般に長期の療養を必要としますが、特に児童の場合には医療だけではなく、入院中の教育や生活指導等についても適切な措置を講ずる必要があります。このため、長期の療養を必要とする結核児童を厚生労働大臣または知事が指定する病院に入院させ適正な医療を行うとともに、併せて学校教育を受けさせ、これに必要な学習用品を支給しています。また、入院中の療養生活についても指導が行われており、療養に必要な物品が支給されています。

管内では、平成 18～24 年度の療育申請はありませんでした。

#### (ウ) 母子保健相談実施状況

平成 24 年度の低出生体重児・長期療養児・障害児等について、家庭訪問および相談の実施状況は次のとおりです。(表 14、15)

表 14 母子保健相談状況

平成 24 年度

訪 問												電話相談 (延人員)	面接 (延人員)
産婦		低出生体重児		乳児		幼児		その他		計			
実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員	実人員	延人員		
42	49	40	54	4	4	9	12	14	23	109	142	116	369

(地域保健事業報告より)

表 15 長期療養児・障害児相談状況

平成 24 年度

実人員	相 談									訪 問		電話相談 (延人員)
	延 人 員									実人員	延人員	
	申請等	医療	家庭看護	福祉制度	就学	食事栄養	歯科	その他	計			
308	289	6	25					12	332	14	23	73

(地域保健事業報告より)

#### (エ) 育児不安解消サポート事業

当センターでは、児童虐待を発生させる恐れのある家庭の保護者や妊婦に対し育児不安を解消する場を提供し、虐待の未然防止を図るため、平成 17 年度より育児不安解消サポート事業を実施しています。(表 16)

表 16 育児不安解消サポート事業実施状況

平成 24 年度

場 所	回数	内 容	従事者	相談数
丹南健康福祉センター	12	親グループワーク (参加者が少ないと 個人面接方式)	臨床心理士(24回) 精神科医師(8回) 保健師	親 実 10名 延 34名 子 実 7名 延 26名
丹南健康福祉センター 武生福祉保健部	12	子グループ (自由あそび)	家庭相談員 (センター・越前町)	親 実 13名 延 31名 子 実 12名 延 25名
合 計	24			親 実 23名 延 65名 子 実 19名 延 51名

### (オ) 特定不妊治療費助成事業

当センターでは、不妊治療を受けている夫婦の経済的負担を軽減し、治療を受ける機会を増やすため、平成 16 年度より体外受精および顕微授精に要した治療費の一部を助成する特定不妊治療費助成事業を実施しています。平成 18 年度からは 1 年度あたりの助成回数が 2 回に、平成 19 年度からは 3 回に拡大されました。(表 17)

表 17 特定不妊治療費助成事業実施状況

年 度	申請数	治療内容		妊娠有
		体外受精	顕微授精	
平成 19 年度	145	51	94	15
平成 20 年度	162	70	92	39
平成 21 年度	161	84	77	30
平成 22 年度	209	110	93	43
平成 23 年度	259	129	127	65
平成 24 年度	247	124	102	42

注) 体外受精および顕微授精に至る前に、治療を中断したものも含まれています。

### (カ) 母子保健法一部改正に伴う権限移譲に関する管内連絡会

母子保健法の一部改正に伴い、平成 25 年度から養育医療の給付および未熟児訪問指導等は市町が実施しています。円滑な事務移譲ができるよう管内連絡会を開催しました。(表 18)

表 18 母子保健法一部改正に伴う権限移譲に関する管内連絡会開催状況 平成 24 年度

第 1 回	日 時：平成 24 年 12 月 11 日（火） 内 容：連絡会「未熟児養育医療給付について」 参加者：管内市町未熟児訪問、養育医療給付事務担当予定者 17 名
第 2 回	日 時：平成 25 年 1 月 18 日（金） 内 容：研修会「低出生体重児への支援について」 参加者：管内市町保健師、助産師 23 名

#### (4) 歯科保健

歯科保健事業は表1のとおり、「おとなの歯科健診」は表2のとおりです。

表1 歯科保健事業の現状

平成24年度

事業	実施内容
母子歯科保健事業	<ul style="list-style-type: none"> <li>○母子保健法：1歳6か月児歯科健康診査および3歳児歯科健康診査</li> <li>○「健口づくり発信出前指導」実施</li> <li>○「親と子のよい歯のコンクール」実施</li> </ul>
子どもの歯の健康プロジェクト	<ul style="list-style-type: none"> <li>○研修会の開催： <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成24年7月11日(水) サンドーム福井 講演「こどもをむし歯から守るには」 せいじ矯正歯科クリニック 歯科医師 服部 誠治 氏</li> <li>講演「健康な歯を守るための食事の工夫」 福井県栄養士会 管理栄養士 中村 照子 氏</li> <li>・平成24年7月26日(木) 鯖江市嚮陽会館 講演「こどもをむし歯から守るには」 東陽歯科クリニック 歯科医師 斎藤 金吾 氏</li> <li>講演「健康な歯を守るための食事の工夫」 福井県栄養士会 管理栄養士 中村 照子 氏</li> </ul> </li> <li>○未就学児フッ化物洗口事業実施施設(14施設) 鯖江市：鯖江市みずほ保育所・鯖江市立待保育所・鯖江市吉川保育所・新横江保育園 越前市：安養寺保育園・南保育園・東保育園・西保育園・高瀬保育園・恩恵幼稚園 南越前町：南越前町立南条保育所・南越前町立南条第二保育所・南越前町立南条幼稚園 越前町：西徳寺保育園</li> </ul>
歯科健診定着事業	18歳以上の無料歯科健診（おとなの歯科健診） 表2参照

表2 おとなの歯科健診の受診者数

	福井県	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内合計
平成22年度	1792	108	314	0	18	14	454
平成23年度	2602	257	396	1	38	31	723
平成24年度	2282	239	287	1	17	33	577

#### (5) 結核予防・対策

##### ア 健康診断

##### (7) 定期の健康診断

結核予防法は、平成19年4月1日から『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下、感染症法という）に一元化され、結核は二類感染症に位置づけられました。

結核感染の危険性の高い事業所（学校・施設・医療機関等）に勤務する職員に対しては事業主が、学校（大学・高校・専修学校等）の学生、生徒に対しては学校長が、施設（保健・老人介護施設等）の入所者に対しては施設の長が、また、一般住民（65歳以上および自治体が必要と認める者）に対しては市町長の責任で定期的に健康診断を実施するよう定めています。

表1 事業所および学校における受診状況

(人)

年度 \ 区分	事業所	大学・高校・ 施設・その他
平成20年度	6,904	1,736
平成21年度	5,216	3,552
平成22年度	2,485	1,539
平成23年度	4,989	2,351
平成24年度	4,199	2,222

注) 受診者数は、各事業所、学校、施設からの実施報告

表2 (一般住民) 結核健康診断実施状況 平成24年度

市町 \ 区分	対象者(人)	受検者(人)	受診率(%)
鯖江市	11,187	3,167	28.3
越前市	21,901	4,130	18.9
池田町	1,191	483	40.6
南越前町	3,439	681	19.8
越前町	5,446	1,154	21.2
計	43,164	9,615	22.3

## (イ) 接触者健康診断

新登録患者に対して症状や接触の状況を調査し、患者家族および接触者の感染や発病の有無を追跡するため、接触者健康診断を行っています。健診の対象者、回数および追跡期間は、患者の排菌量やエックス線画像所見および患者の行動や環境等の要因により決定し、必要に応じて直後・2か月後・6か月後・1年後・1年6か月後・2年後まで健診を実施しています。健診は問診、ツベルクリン反応検査、胸部レントゲン検査、クオンティフェロン検査(QFT 検査)、診察を効果的に組み合わせることにより感染、発病の有無を確認します。

表3 患者家族・接触者健診内容

(人)

区分 年度	受診者				検査結果	
	ツベルクリン 反応検査	エックス線検査		QFT 検査	要医療	異常なし
		間接	直接			
平成 20 年度	66	0	155	77	6	292
平成 21 年度	3	0	96	33	5	127
平成 22 年度	12	0	59	171	9	233
平成 23 年度	0	0	86	590	10	666
平成 24 年度	3	0	93	70	10	156

## イ 精密検査（管理検診）

平成 24 年末現在の結核登録者、新登録者は表 4 から表 7 に示すとおりです。

保健所は、届出のあった結核患者を登録し服薬や生活環境について訪問指導を行うとともに、治療終了後の管理も実施しています。治療終了後 2 年間、経過を観察するために精密検査を行い、再発の恐れがなければ登録を除外します。平成 24 年度の精密検査対象者は 51 名であり、医療機関での経過観察が行われていない 11 名に対し実施しました。44 名が経過観察を継続することとなり、7 名が再発の恐れが無く登録から除外されました。（表 8）

表 4 結核患者登録者数・新登録者数（市町別・年次別）

H24. 12. 31 現在

年 市町	登録者数 (人)					新登録者数 (人)				
	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年	20 年	21 年	22 年	23 年	24 年
鯖江市	12	19	19	25	26	4	16	9	16	13
越前市	37	28	29	23	31	18	23	18	12	16
池田町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
南越前町	7	9	6	5	2	6	5	3	0	1
越前町	10	7	8	9	11	3	2	7	4	6
計	66	63	62	62	70	31	46	37	32	36
県計	273	252	271	303	-	133	149	133	172	-
管内罹患率	(10 万人あたりの新登録者数)					16.1	24.1	19.8	16.8	-
県罹患率	(10 万人あたりの新登録者数)					16.6	18.6	16.7	21.4	-

注) 平成 24 年県計、罹患率については、平成 25 年 6 月末現在未公開。

表5 結核患者新登録者数（活動性分類別・性・年齢階級別）

H24. 12. 31 現在

活動性 分類 年齢別	活動性肺結核									活動性肺外結核			潜在性結核 感染症			計		
	感 染 性						菌陰性その他											
	喀痰塗抹陽性			その他の菌陽性														
	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4																		
5～9																		
10～14													1	1			1	1
15～19																		
20～29				1		1							3	3	1	3	4	
30～39													2	2		2	2	
40～49												1	3	4	1	3	4	
50～59				1	1	2				1	1	2	1	3	3	3	6	
60～69		1	1							1		1			1	1	2	
70～	8	1	9	4	2	6					1	1		1	1	12	5	17
計	8	2	10	6	3	9				1	2	3	3	11	14	18	18	36

表6 結核患者新登録者数（年齢階級別・市町別）

H24. 12. 31 現在

年齢 市町	総 数		0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	13	7	6		1	1			1	2				1	5	2	
越前市	16	8	8					2	1		1	3	3	1		4	1
池田町																	
南越前町	1	1														1	
越前町	6	2	4					1	1							2	2
管 内	36	18	18		1	1	3		2	1	3	3	3	1	1	12	5

表7 結核患者登録者数（年齢階級別・市町別）

H24. 12. 31 現在

年齢 市町	総 数		0～19歳		20～29歳		30～39歳		40～49歳		50～59歳		60～69歳		70歳以上		
	計	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
鯖江市	26	12	14		2	1	3	3	1	3			2	3	5	3	
越前市	31	17	14				1	1	3	2	2	1	4	4		9	4
池田町																	
南越前町	2	2														2	
越前町	11	5	6				1		1				1		4	4	
管 内	70	36	34		2	1	5	4	4	3	5	1	4	7	3	20	11

表 8 精密検査受診状況

年度	区分 検診 対象者	受診者数			受診率 (%)	判定結果		
		保健所実施	計			要医療	経過観察	治癒
平成 20 年度	56	4	56(医療機関実施を含む)	100.0	0	35	21	
平成 21 年度	60	5	60(医療機関実施を含む)	100.0	0	29	31	
平成 22 年度	56	5	56(医療機関実施を含む)	100.0	0	40	16	
平成 23 年度	50	9	46(医療機関実施を含む)	92.0	1	28	17	
平成 24 年度	51	11	50(医療機関実施を含む)	98.0	0	43	7	

ウ 結核医療

(7) 公費負担

結核の適正な医療を推進するため、結核医療費を公費で負担する制度が設けられています。これには感染症法第 37 条(入院勧告患者)と第 37 条の 2 項(結核患者)によるものがあります。

表 9 結核医療費公費負担承認状況(法第 37 条 2 項分)

年	区分 申請 件数	合格 件数	総 計	承認件数および被保険者別								不承認 件数
				健康保険		国民健康保険			生活 保護	高齢	他	
				本人	家族	一般	退・本	退・家				
平成 20 年	52	52	52	5	4	15	0	0	0	28	0	0
平成 21 年	65	64	64	8	8	21	1	0	0	26	0	1
平成 22 年	54	53	53	8	10	12	1	0	0	22	0	1
平成 23 年	54	54	54	8	6	15	1	0	0	24	0	0
平成 24 年	53	53	53	13	5	7	0	0	2	25	1	0

表 10 入院勧告患者数の推移(法第 37 条分)

年	区分 前年末 (A)	新規 (B)	転帰(解除) (C)	本年末 (A+B-C)
平成 20 年	1	19	17	3
平成 21 年	3	18	20	1
平成 22 年	1	17	14	4
平成 23 年	4	17	20	1
平成 24 年	1	16	15	2

(イ) 地域 DOTS 事業

地域 DOTS 事業とは、結核患者の治療中断を防止し、治療終了に導くための服薬管理を支援することにより、結核の再発や感染の拡大、薬剤耐性菌の出現を防止することを目的としています。

福井県では平成 17 年 4 月に喀痰塗抹陽性患者を対象にし、平成 24 年 4 月に結核登録患者全員を対象とし、地域 DOTS 事業を実施しています。

具体的には、関係者の協力を得ながら、訪問等により、患者に確実な服薬や服薬支援の説明を行い、患者の理解を得ながら治療完遂まで支援しています。また、医療機関との定期的なカンファレンスにて、受療状況や服薬状況を確認する等、随時連携しています。

表 11 結核患者家庭訪問・相談状況

年度	区分	訪問指導		面接相談	電話相談
		実件数	延件数	延件数	延件数
平成 20 年度		58(11)	156(106)	90	256
平成 21 年度		42(14)	113(44)	25	325
平成 22 年度		39(18)	140(39)	52	49
平成 23 年度		29(14)	59(20)	12	251
平成 24 年度		37(37)	64(64)	19	186

注) ( ) 内は、DOTS 実施再掲

表 12 地域 DOTS 事業治療成績

H25. 3. 31 現在

年	区分	治癒	治療完了	死亡		失敗	脱落	転出	12 か月を超える治療	判定不能	計
				結核	結核外						
平成 20 年		3	6	1	2						12
平成 21 年		2	3	3	2		2				12
平成 22 年		5	1	0	4						10
平成 23 年		4	2	2	2				2		12
平成 24 年		1	13	2	3		2				21

## (6) 感染症対策

平成 19 年 4 月 1 日に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』(以下「感染症法」という。)が改正され、病原体の管理体制の確立や、感染症の分類の見直し、新たな届出対象疾患の追加が行われました。

また、平成 20 年 5 月 12 日には、厚生労働省から感染症法及び検疫法の一部を改正する法律等の施行の通知があり、鳥インフルエンザ (H5N1) を二類感染症として追加するとともに、感染症の類型に新たに「新型インフルエンザ等感染症」を追加しました。新型インフルエンザが発生した場合には、そのまん延の防止が迅速に図られるよう、当該感染症は入院、検疫等の措置の対象となる感染症に位置付けられました。

平成 23 年 1 月 28 日には「チクングニア熱」が四類感染症に、「薬剤耐性アシネトバクター感染症」が五類感染症に追加され、平成 25 年 3 月 4 日には、「重症熱性血小板減少症候群」が四類感染症に新たに追加されました。

### ア 感染症発生届出および対応状況

一類～四類感染症の患者または無症状病原体保有者および新感染症にかかっていると疑われる者、厚生労働省令で定める五類感染症の患者を診断したときは、医師から保健所に届出があります。

当健康福祉センターでは、発生届を受理後、感染症発生時の拡大防止のため、迅速かつ的確な対応を行っています。

また、全数報告が義務付けられている感染症以外の五類感染症 (感染性胃腸炎・インフルエンザ等) については、学校や医療機関等から集団発生に関する報告や相談があった場合、当健康福祉センター職員が訪問調査を行い感染拡大防止の指導を実施しています。一般住民や関係機関等からの感染症に関する電話相談についても随時対応しています。

表1 感染症発生届出件数

平成24年度

感染症類型	感染症名	件数
一類	なし	なし
二類	結核	36
三類	腸管出血性大腸菌感染症	1
四類	レジオネラ症	1
	A型肝炎	1
五類 (全数報告)	風しん	1

注) 一類～四類感染症は、全数直ちに届出が必要、五類感染症は全数届出と定点報告があり、7日以内に届出が必要です。

表2 感染症対応件数

平成24年度

感染症名	対応件数
結核	別記参照
腸管出血性大腸菌感染症	2
レジオネラ症	1
A型肝炎	1
麻しん(疑い)・風しん	3
感染性胃腸炎	9

表3 電話・面接等対応件数

平成24年度

感染症名	相談件数
赤痢	1
腸管出血性大腸菌感染症	1
インフルエンザ	10
マイコプラズマ肺炎	1
梅毒	1
感染性胃腸炎	11

## イ ライフステージ別感染症教室

結核、感染症等に関する正しい知識の普及啓発を図り、感染症の発生や感染拡大の予防のために、研修会・講演会等を開催しました。

表4 感染症教室の実施状況

平成24年度

	開催年月日	内 容	対 象	参加数 (人)
1	平成24年 6月 1日	感染症対策について	高齢者施設職員	35
2	平成24年 6月 5日	感染症の予防と対策	新任養護教諭	11
3	平成24年 7月 24日	熱中症の予防と対応	高齢者	12
4	平成24年 8月 3日	感染症の基礎知識	養護学校教職員	70
5	平成24年11月14日	ノロウイルス感染症対策	社会福祉施設職員	107
6	平成24年12月 6日	結核対策	社会福祉施設職員	46
7	平成24年12月18日	感染症の予防	高齢者施設職員	30
8	平成24年12月20日	感染症の予防	介護福祉施設職員	20
9	平成25年 1月 8日	ノロウイルス感染症対策	社会福祉施設職員	49
10	平成25年 1月 30日	感染症の予防	高齢者施設職員	50

## ウ 新型インフルエンザ対策

病原性が高い新型インフルエンザや同様な危険性のある新感染症に対して、国民の生命や健康を保護し、国民生活や国民経済に及ぼす影響が最小となるようにすることを目的に、平成24年5月「新型インフルエンザ等対策特別措置法」が制定・公布されました。本法では、新型インフルエンザ等対策の実施に関する計画、新型インフルエンザ発生時における措置、新型インフルエンザ等緊急事態措置等について定めるなど、新型インフルエンザ等に対する対策の強化が図られています。

これまで、新型インフルエンザ対策については、各健康福祉センターにおいて地域調整会議を開催し協議していましたが、平成24年度は、新型インフルエンザ患者の通院・入院状況を踏まえ、嶺北地区全体の医療体制について関係者が一堂に会し、意見交換・協議を行いました。

表5 地域調整会議等実施状況

平成24年度

実施日・場所	出席者	内 容
平成25年3月21日(木) 18:30~19:30  福井県医師会館	医師会 感染症指定医療機関 県関係機関	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新型インフルエンザ対策の対応状況および今後の方向性について</li> <li>・県行動計画策定に向けた今後のスケジュール(案)について</li> <li>・意見交換</li> </ul>

## エ エイズ・肝炎予防対策

平成元年にエイズの蔓延の防止に必要な措置を定めたエイズ予防法は、平成 11 年に『感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律』（以下「感染症法」という。）に統合され、平成 15 年の「感染症法」改正により五類感染症に含まれました。

当センターにおいても、昭和 62 年からエイズの感染予防や感染の不安に対応するための、電話および面接相談を実施しています。平成 5 年度からは安心して受けられる検査体制を整備し、平成 6 年度からは同検査を無料化し「保健所でのエイズ相談業務および HIV 抗体検査マニュアル」（改定 平成 19 年 4 月 1 日）に基づき月 2 回の定例エイズ相談および随時の相談を行っており、平成 22 年 6 月からは月 3 回実施しています。平成 18 年度より、HIV 検査普及週間および世界エイズデーに合わせ、予防意識の向上・検査機会の拡大のため、休日エイズ相談・HIV 抗体検査を実施しています。

また、平成 18 年 11 月よりエイズ相談検査日に併せて、B 型肝炎、C 型肝炎の肝炎検査についても、「保健所での肝炎相談業務および肝炎ウイルス検査マニュアル」に基づき、年齢制限なく単独でも実施するようになりました。なお、厚生労働省が、フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表に伴い C 型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけを行ったため、平成 19 年度は肝炎相談および検査件数が多数みられました。

平成 24 年度も平成 23 年度と同様に、HIV 抗体検査に併せての肝炎検査が大半を占めました。

表 6 エイズ相談、HIV 抗体検査実施状況（単位：件）

区分 年度	相談件数	HIV 抗体検査数
19	176 (17)	80 (10)
20	184 (13)	122 (13)
21	128 (20)	82 (20)
22	140 (43)	108 (42)
23	102 (40)	70 (40)
24	153 (39)	99 (39)

注) ( ) 内は夜間相談・検査件数で内数

表 7 肝炎相談、検査実施状況（単位：件）

区分 年度	B型肝炎		C型肝炎	
	相談件数	HBs抗原検査数	相談件数	HCV抗体等検査数
20	118	111	158	89
21	145	95	173	90
22	72	68	39	36
23	66	62	30	25
24	95	85	93	78

## オ 肝炎治療特別促進事業

B型肝炎、C型肝炎は、肝炎ウイルスによる国内最大級の感染症であり、放置すると慢性肝炎から肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する疾患です。以前は治療の難しい病気とされていましたが、インターフェロン治療や核酸アナログ製剤治療が奏功すれば、それを防ぐことが可能です。

そこで、平成20年4月から、肝炎の早期治療を促進し、将来の肝硬変、肝がんの予防を目的として、インターフェロン治療に対する医療費助成が開始され、平成21年には肝炎対策基本法が制定されました。

平成22年4月からは、患者の自己負担額が引き下げられ、B型肝炎の核酸アナログ製剤治療が助成対象となるとともに、インターフェロン治療の2回目の制度利用が認められ、平成24年1月17日にはC型肝炎のペグインターフェロン、リバビリンおよびテラプレビルによる3剤併用療法が助成対象に追加されるなど、肝炎患者に対する助成の範囲を拡大する制度改正が行なわれています。

表8 平成24年度 肝炎治療助成に関する申請件数 (丹南管内)

内 容		件 数
インターフェロン治療	新規申請 (うち3剤併用療法)	20件 (12件)
	2回目の制度利用	2件
	助成期間の延長申請 (副作用による中断による)	0件
	助成期間の延長届出	1件
核酸アナログ製剤治療	新規申請	11件
	更新申請	88件

## カ 予防接種

定期予防接種は「予防接種法」に基づき市町において実施しています。麻しんおよび風しん対策を強化するために、麻しん風しん（MR）混合ワクチンの2回接種が平成18年4月より導入されました。また、平成19年の麻疹排除計画に基づき、平成20年4月より5年の期間に限り、第3期（中学1年生相当）、および第4期（高校3年生相当）が新たに予防接種の機会に追加されました。

表9 定期予防接種実施状況

各年度末

種 別		年 度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度					
							鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
急性灰白 髄炎 (ポリオワクチン)	第1回	実施数	1,700	1,679	1,827	1,850	707	758	6	95	174	
		率(%)	77.3	74.0	95.4	94.2	97.0	98.4	100.0	99.0	98.3	
	第2回	実施数	1,745	1,632	1,825	1,850	706	753	6	94	174	
		率(%)	82.1	78.9	95.3	94.2	96.8	97.8	100.0	97.9	98.3	
百日咳、 ジフテリア、 破傷風 (DPT ワクチン)	第1期	第1回	実施数	1,725	1,671	1,823	1,832	701	752	6	93	172
		率(%)	94.6	92.4	95.2	93.3	96.2	97.7	100.0	96.9	97.2	
	第2回	実施数	1,754	1,673	1,814	1,827	698	747	6	93	177	
		率(%)	95.1	93.0	94.7	93.1	95.7	97.0	100.0	96.9	100.0	
	第3回	実施数	1,718	1,732	1,784	1,800	684	735	6	92	175	
		率(%)	90.8	95.1	93.2	91.7	93.8	95.5	100.0	95.8	98.9	
1期 追加	実施数	1,724	1,743	1,745	1,770	669	726	6	89	167		
率(%)	84.5	84.2	91.1	90.2	91.8	94.3	100.0	92.7	94.4			
ジフテリア、 破傷風 (DTトキソイド)	第2期	実施数	1,803	1,805	1,818	1,710	679	785	24	96	211	
		率(%)	88.4	90.5	92.0	84.7	88.5	92.4	92.3	94.1	92.5	
麻しん 風しん (MRワクチン)	第1期	実施数	1,696	1,693	1,691	1,571	691	654	15	98	172	
		率(%)	95.3	95.3	96.1	95.7	98.9	97.2	93.8	95.1	103.6	
	第2期	実施数	1,828	1,842	1,693	1,697	658	747	11	87	202	
		率(%)	96.6	96.8	95.4	96.8	95.8	96.9	78.6	96.7	93.1	
	第3期	実施数	1,979	1,937	1,897	1,854	725	809	22	97	227	
		率(%)	95.3	95.3	96.4	95.8	94.3	95.4	84.6	95.1	99.1	
	第4期	実施数	1,886	1,855	1,819	1,866	617	828	27	126	212	
		率(%)	91.4	91.7	91.4	92.5	92.1	92.0	93.1	97.0	90.6	
日本脳炎 (日本脳炎 ワクチン)	1期 初回	第1回	実施数	141	567	2,129	1,709	608	758	21	103	189
		率(%)	6.1	12.4	64.7	83.2	81.6	89.0	100.0	90.4	92.6	
	第2回	実施数	148	511	1,928	1,647	578	735	21	101	191	
		率(%)	6.3	11.0	58.5	80.2	77.6	86.3	100.0	88.6	93.6	
	1期 追加	実施数	88	113	126	1,376	345	555	15	49	62	
		率(%)	3.6	2.9	3.8	67.0	46.3	65.1	71.4	43.0	30.4	
	2期	実施数	139	57	25	133	24	141	16	10	13	
		率(%)	6.7	2.82	0.8	6.6	3.1	16.6	61.5	9.8	5.7	
結核 (BCG ワクチン)	実施数	1,654	1,644	1,610	1,657	640	659	8	79	173		
	率(%)	96.8	99.5	97.3	96.9	98.0	98.9	88.9	98.8	99.4		
インフルエンザ (インフルエンザワクチン)	実施数	28,285	26,344	28,499	27,241	8,197	11,259	803	2,281	3,783		
	率(%)	61.5	56.3	61.1	58.5	52.2	54.2	64.3	64.8	57.5		

※資料：定期予防接種実施状況調査

(ただし、麻しん風しん：定期予防接種(麻しん風しん)実施状況調査)

## (7) 難病対策

### ア 特定疾患治療研究事業

難病のうち特定疾患については、研究事業を推進することにより、特定疾患に関する医療の確立、普及と患者の医療費の負担軽減を図っています。

### イ 特定疾患患者相談事業

平成3年度から、難病患者を対象に疾患に対する知識の普及や患者同士の交流を図るため、講演会や交流会を開催しています。

表1 特定疾患相談会実施状況

平成24年度

	開催年月日 会場	対象	参加数 (人)	内容
1	平成24年7月21日 アイアイ鯖江	全疾患	10	・ミュージックケア
2	平成24年11月28日 越前市文化センター	パーキンソン病関連疾患	36	・講演会「パーキンソン病関連疾患の治療と日常生活の注意点」
3	平成25年3月4日 県丹南健康福祉センター	炎症性腸疾患	19	・講演会「病気とうまく付き合うために～疾患の理解と日常生活の注意点～」
	合計		65	

表2 特定疾患医療受給者証交付状況

各年度末現在

疾患名	年度および市町名									
	21年度	22年度	23年度	24年度	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
1	ベーチェット病	20	22	24	23	4	10	1	5	3
2	多発性硬化症	24	26	28	29	9	11		4	5
3	重症筋無力症	24	28	27	28	14	12			2
4	全身性エリテマトーデス	56	54	55	59	17	27		3	12
5	スモン	2	2	2	2	2				
6	再生不良性貧血	9	9	12	13	4	7			2
7	サルコイドーシス	18	28	30	29	5	12	2	5	5
8	筋萎縮性側索硬化症	9	8	8	7	1	3	2		1
9	強皮症、皮膚筋炎及び多発性筋炎	47	48	48	54	20	20		8	6
10	特発性血小板減少性紫斑病	38	39	37	45	8	25	1	2	9
11	結節性動脈周囲炎	4	5	6	5	2	3			
12	潰瘍性大腸炎	143	149	162	176	62	87	2	8	17
13	大動脈炎症候群	7	6	5	5	1	2		1	1
14	ビュルガー病	8	7	7	7	2	4			1
15	天疱瘡	2	2	3	4	2	2			
16	脊髄小脳変性症	42	45	46	42	20	20		1	1
17	クローン病	36	37	41	46	20	20		1	5
18	難治性の肝炎のうち劇症肝炎									
19	悪性関節リウマチ	12	11	14	15	3	7	1	1	3
20	パーキンソン病関連疾患	180	185	195	207	70	97	4	13	23
21	アミロイドーシス	4	6	6	7	3	3			1
22	後縦靭帯骨化症	75	81	81	82	30	38	4	5	5
23	ハンチントン病									
24	ウィリス動脈輪閉塞症	23	22	24	26	5	16	1	2	2
25	ウェグナー肉芽腫症	1			1		1			
26	特発性拡張症心筋症	22	22	21	19	6	9	1	2	1
27	多系統萎縮症	18	20	22	19	3	13	1	1	1
28	表皮水泡症（接合部及び栄養障害型）	1	1	1	1		1			
29	膿疱性乾癬	1	1	1	1	1				
30	広範脊柱管狭窄症	13	13	14	15	7	7			1
31	原発性胆汁性肝硬変	24	25	24	28	13	9	1	2	3
32	重症急性膵炎	4	2	4	5	2	2		1	
33	特発性大腿骨頭壊死症	20	19	23	26	4	14		5	3
34	混合性結合組織病	20	21	24	24	9	9			6
35	原発性免疫不全症候群			1	1		1			
36	特発性間質性肺炎	7	6	12	13	4	7		1	1
37	網膜色素変性症	22	23	17	17	4	10		1	2
38	プリオン病									
39	肺動脈性原発性肺高血圧症	4	5	5	7		5			2
40	神経線維腫症	10	10	10	8	3	4			1
41	亜急性硬化性全脳炎									
42	バッド・キアリ症候群		1	1	1		1			
43	慢性血栓塞栓性肺高血圧症	4	4	4	5	2	2			1
44	ライソゾーム病	1	1	1	3	2			1	
45	副腎白質ジストロフィー									
46	家族性高コレステロール血症（ホモ結合体）	1								
47	脊髄性筋萎縮症	1	2	1	1		1			
48	球脊髄性筋萎縮症	1		1	1		1			
49	慢性炎症性脱髄性多発神経炎	3	4	4	4		1		1	2
50	肥大型心筋症	2	5	6	6		3		1	2
51	拘束型心筋症									
52	ミトコンドリア病	2	2	2	2	1				1
53	リンパ管筋腫症		1	1	1		1			
54	重症多形滲出性紅斑（急性期）			1						
55	黄色靭帯骨化症	3	4	4	8	4	2			2
56	間脳下垂体機能障害	3	11	12	13	7	3		2	1
	合計	971	1023	1078	1141	376	533	21	77	134

### ウ 在宅難病患者訪問指導（診療）事業

平成 10 年度から、日常生活全般において介助を必要とする通院困難な在宅難病患者に対して、専門の診療班を設置し、訪問診療を行っています。

診療班の構成員は、専門医、主治医、ケアマネジャー、看護師、保健師等です。

表 3 訪問診療事業実施状況 平成 24 年度

	訪 問 日	病 名 別	従事者数
1	平成 24 年 12 月 6 日	筋萎縮性側索硬化症	9
合 計		1 回	9

### エ 在宅難病患者家庭訪問事業

平成 5 年度から、在宅の難病患者および家族に対して、保健師等が家庭訪問を通して療養相談を実施しています。また、特定疾患の申請等で来所した際や電話でも、療養や日常生活に関する各種相談を実施しています。

表 4 難病患者家庭訪問・相談状況

年 度	区 分		家庭訪問	面接相談	電話相談
	実件数	延件数	延件数	延件数	延件数
21 年度	24	45	1,463	1,087	
22 年度	34	82	1,652	1,239	
23 年度	19	60	2,369	1,399	
24 年度	26	60	2,259	1,558	

### オ 患者・家族の会等の支援

管内には、2 つの患者会や家族会があり、交流会や相談会、勉強会、レクリエーション等の活動を行っています。当センターは事務局となり、活動を支援しています。

表 5 患者会・家族の会等支援状況

平成 24 年度

会 の 名 称	対 象	発足年度	開催回数	延参加者数
いきいき会 (神経難病家族の会)	神経難病患者および家族	平成 8 年度	3 回	30 名
ほのぼの会 (難病患者と家族の会)	難病患者および家族	平成 10 年度	5 回	40 名

### カ 難病地域ケアシステム検討会議

難病患者の入院から在宅までの一貫した支援を促進するため、地域における難病支援の現状、問題点、課題、対策等について検討し、地域ケアシステムを構築することを目的に関係機関との会議を開催しています。

表 6 難病地域ケアシステム検討会議開催状況

平成 24 年度

開 催 日	出席者	内 容
平成 24 年 12 月 11 日	丹南管内の訪問看護ステーションの管理者 4 名 丹南健康福祉センター職員 4 名	医療依存度の高い難病患者への災害時支援の課題について検討する

## キ 重症難病患者在宅療養支援事業

平成 19 年度より、人工呼吸器を装着した重症難病患者の在宅療養を支援するため、介護者の疾病や休養のために、一時入院および長時間訪問看護を支援する事業を行っています。平成 23 年度からは、対象を気管切開をした重症難病患者に拡大しました。

平成 24 年度の対象者は 5 名で、介護者の休養などの理由により 1 名が一時入院を利用しました。

また、介護者の休養のため、1 名が長時間訪問看護を定期的に利用しました。

## (8) 精神保健福祉

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律および障害者自立支援法に基づき、当センターでは①精神障害者の診察および保護の申請に対する対応、②精神保健福祉相談事業、③社会適応訓練事業、④関係機関との会議・研修、⑤丹南地域自殺予防対策、⑥関係団体への支援等を行っています。

### ア 管内精神障害者の現状

#### (7) 精神障害者診察および保護申請通報状況

表 1 精神保健福祉法に基づく診察等申請通報届出処理状況および措置状況

項目 年度	通報等件数							処理状況		
	一 般	警察官	検察官	保護観察 所長	矯正施設 所長	病 院 管理者	計	措 置 入 院	措置 不要等	計
20 年度		8			1		9	4	5	9
21 年度	1	7	1		3		12	4	8	12
22 年度	1	8	2				11	4	7	11
23 年度		16	3		1		20	8	12	20
24 年度		14	1		2		17	5	12	17

#### (イ) 精神障害者入院通院患者数

表 2 入院通院患者数（市町別）

(人)

区分	市町	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
		入院患者数	22 年度	167	226	7	29	57
患者数	23 年度	170	224	7	25	59	485	2,090
	24 年度	172	197	5	28	68	470	2,027
	通院患者数	22 年度	1,433	1,671	54	196	568	3,922
患者数	23 年度	1,554	1,764	67	224	567	4,176	20,138
	24 年度	1,975	2,131	85	252	678	5,121	24,547

注) 入院患者数は、各年 3 月末時点の入院患者数（県内精神科病院 15 ヶ所の集計数）、通院患者数は、各年 3 月 1 か月間の通院患者実数（県内指定自立支援医療機関（精神医療）集計数）（福井県障害福祉課資料）

表3 入院形態別患者数（市町別）

H25. 3. 31 現在

市町 区分		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	管内	福井県
		合計	計	172	197	5	28	68
	男	80	105	2	16	39	242	962
	女	92	92	3	12	29	228	1,065
措置 入院	計		1				1	6
	男		1				1	4
	女							2
医療 保護 入院	計	75	55	1	7	33	171	837
	男	36	28		4	21	89	413
	女	39	27	1	3	12	82	424
任意 入院	計	97	141	4	21	35	298	1,183
	男	44	76	2	12	18	152	544
	女	53	65	2	9	17	146	639
そ の 他	計							1
	男							1
	女							

(福井県障害福祉課資料)

## イ 精神保健福祉活動状況

## (7) 精神保健福祉相談・訪問指導状況

当事者やその家族、関係者からの電話や面接相談、必要に応じて訪問指導を実施しています。さらに定例相談日を設けて精神科嘱託医による相談を行っています。

表4 精神科嘱託医師による相談状況（定例精神相談 第1・3木曜日）

年度	種別	実人員	延べ人数							計
			老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	
22年度		42	4	11	4	0	2	20	7	48
23年度		46	10	1	1	0	6	4	28	50
24年度		33	7	14	3	1	2	3	5	35

表5 面接相談状況（定例精神相談以外）

年度	種別	実人員	延べ人数							計
			老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	
22年度		62	5	44	5	0	0	9	40	103
23年度		69	6	20	1	0	2	25	75	129
24年度		71	4	93	3	0	0	19	36	155

表 6 訪問指導状況

種別 年度	実人員	延べ人数							
		老人精神	社会復帰	アルコール	薬物	思春期	心の健康	その他	計
22年度	64	14	60	9	0	1	2	62	148
23年度	82	9	38	1	0	4	15	126	193
24年度	68	20	79	5	0	0	0	44	148

表 7 電話相談状況

年度	延人員
22年度	339
23年度	450
24年度	641

表 8 コーディネート件数  
(個別ケースに関する関係機関等との連絡・調整)

年度	延人員
22年度	468
23年度	650
24年度	482

(イ) 社会適応訓練事業

社会復帰を図ることを目的として精神障害者が一定期間協力事業所に通い、集中力、仕事に対する持続力、環境適応能力等の社会適応訓練を行っています。

表 9 社会適応訓練事業 (年度内利用実人員)

協力事業所名	アイテック	ジャパンポリマーク	福井光器	みどりヶ丘病院
22年度	0	0	1	2
23年度	1	1	0	0
24年度	0	1	0	0

### (ウ) 関係機関との連携

管内の関係機関との連携の強化、職員の資質向上を目的とした会議や事例検討会を開催しています。

表 10 会議および研修会

会議名、開催月日	内 容	助言者	参加人数	開催場所
精神保健福祉 連絡会議 (緊急支援) H24年5月18日	<ul style="list-style-type: none"> <li>各関係機関の業務説明</li> <li>事例を通しての意見交換</li> <li>DVへの対応について</li> </ul>	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	警察、精神科病院 等職員 10名	丹南健康 福祉 センター
精神保健福祉 連絡会議 (緊急支援) H24年8月20日	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関からの通報および相談状況</li> <li>事例を通しての意見交換</li> </ul>	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	警察、精神科病 院、精神科救急情 報センター等職員 15名	丹南健康 福祉 センター
精神保健福祉 連絡会議 H25年1月8日	<ul style="list-style-type: none"> <li>関係機関の相談体制について</li> <li>処遇困難事例への支援および連携について</li> </ul>	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	市町、警察、精神 科病院等職員 10名	丹南健康 福祉 センター
事例検討会 H24年8月21日	事例「自殺をにおわすケースへの対応について」 事例提供 丹南健康福祉センター	嘱託医 みどりヶ丘病院 院長 綱澤 卓也	市町、警察、精神 科病院等職員 6名	丹南健康 福祉 センター

### ウ 丹南地域自殺対策

丹南地域では「自殺を考えている人が、自殺を思いとどまり安心して生きていくことができる地域づくり」をめざして、平成21年度から関係機関や団体等による総合的な自殺予防体制の構築を図っています。

平成23年度には自殺予防を地域で展開するため、住民向けうつ病啓発紙芝居2種類（高齢者用「ポンポコ山の聞き耳ずきん」、中高年用「お父さん「ハイ」新聞」）を作成しました。

さらに、平成24年度には自殺のハイリスク者に対する支援として、弁護士、臨床心理士、消費者センター職員等で構成した悩みごと総合相談会を開催するとともに、自殺未遂者対応ワーキング会議を立ち上げ、自傷行為者の救急医療に携わる関係機関とともに、自殺未遂者の再企図予防や自死遺族に対する支援を検討しました。

表 11 自殺予防体制の充実強化に関する会議開催状況

会議名	開催日	委員	活動内容
ネットワーク会議	平成 24 年 7 月 13 日	弁護士、労働基準監督署、公共職業安定所、地域産業保健センター、消防組合、警察署、精神科病院および市町保健担当者等 23 機関・団体 29 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>管内の自殺の状況について</li> <li>これまでの経緯と取組みについて</li> <li>今年度の新たな取組みについて</li> <li>自殺予防対策全般における意見や課題について</li> </ul>
自殺未遂者等対応ワーキング会議	【第 1 回】 平成 24 年 11 月 7 日	管内救急医療機関、消防組合、自死遺族会、市町保健担当者等 13 機関 16 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>自殺予防対策の現状について</li> <li>自殺未遂者への対応の現状と今後の対策について</li> </ul>
	【第 2 回】 平成 25 年 1 月 17 日	管内救急医療機関・精神科医療機関、消防組合、市町保健担当者等 13 機関 16 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>第 1 回ワーキング会議における協議内容について</li> <li>自殺未遂者の再企図防止に向けた対策および関係機関の連携について</li> </ul>
市町自殺対策ワーキング会議	平成 25 年 3 月 11 日	市町保健担当者 6 機関 8 名	<ul style="list-style-type: none"> <li>各市町における自殺対策事業取組状況および情報交換</li> </ul>

表 12 丹南地域における相談会、研修会の開催状況

事業名	開催日	参加者	内 容
悩みごと 総合 相談会	【第1回】 平成24年 9月30日	①法律相談7件 ②こころの相談4件 ③借金・多重債務に関する相談4件 ④健康や福祉全般に関する相談6件	会場：丹南健康福祉センター鯖江市庁舎 相談対応者：弁護士、臨床心理士、消費者センター職員、福祉職員、保健師
	【第2回】 平成25年 3月2日	①法律相談6件 ②こころの相談5件 ③架空請求に関する相談1件 ④健康や福祉全般に関する相談3件	会場：越前市福祉健康センター 相談対応者：弁護士、臨床心理士、消費者センター職員、福祉職員、保健師 その他：パネル展示（越前市のこころの健康フェアと共催で開催）
面接技術 スキルアップ 研修会	【第1回】 平成24年 11月12日	相談支援事業所、居宅介護支援事業所および市町保健担当者 13名	講義 「初期対応～相談者がわかってもらえた実感、専門家につながるまでの支援～」 講師：社会福祉士 大関 賢治 氏 社会福祉士 田辺 文夫 氏
	【第2回】 平成24年 12月10日	相談支援事業所、居宅介護支援事業所および市町保健担当者 12名	講義 「対人援助職のセルフケア」 講師：丹南健康福祉センター 齋藤 博子
自殺対策 相談支援 学習会	平成24年 12月10日	管内医療機関・精神科医療機関、相談支援事業所、居宅介護支援事業所および市町保健担当者等 23名	講義 「多重債務相談対応について」 講師 鯖江市消費者センター 消費生活相談員 吉田 なお子氏 法テラス福井 扶助担当 水野 ひとみ氏
職域に関する 研修会	平成25年 3月12日	管内事業所および市町保健担当者等 53名	講義 「うつ病からの職場復帰 －事業所がこころがけること－」 講師 公益財団法人 松原病院 代表理事 松原 六郎氏

エ 関係団体への支援

(ア) 家族会支援

精神障害への理解を深め、家族同士が協力し支え合って悩みを解消するとともに、地域に向けて障害者の住みやすい社会づくりや社会復帰に向けた前向きな取組みができるよう支援しています。

表 13 家族会の活動状況

H25.3.31 現在

名称	内容	会員数	活 動 内 容
つつじ会		35	・例会 ・役員会 ・学習会 ・交流会 ・広報等
四つ葉会		19	
芦山会		6	

### (イ) 精神保健ボランティア支援

こころの健康ボランティア講座を受講した者の中から精神保健ボランティアが誕生しました。現在 2 つのボランティアの会(みちくさの会、ほのぼの会)が設立され、積極的に社会復帰施設への協力、研修会参加等を行っています。

表 14 精神保健ボランティアの会の活動状況

H25. 3. 31 現在

名称	内容	会員数	活動内容
みちくさの会 (鯖江)		10	・例会 ・役員会 ・会議、研修会
ほのぼの会 (武生)		23	・交流会 ・家族会協力 ・社会復帰施設協力 ・広報等

### (9) 石綿 (アスベスト) 対策

#### ア 健康相談窓口開設

石綿 (アスベスト) による健康被害が全国で表面化する中、関係労働者だけでなく一般市民にも不安が広がっているため、平成 17 年 7 月 28 日より健康相談窓口を設置し、石綿による健康への不安の除去、専門医療機関の紹介等の相談および情報の提供を行っています。

#### イ 石綿健康被害救済制度

石綿による健康被害の特殊性にかんがみ、石綿による健康被害を受けた方およびそのご遺族の方で、労災補償等の対象とならない方に対して迅速な救済を図るために、「石綿による健康被害の救済に関する法律」(平成 18 年 2 月 10 日公布)に基づき創設されました。

表 1 石綿健康相談件数および石綿健康被害救済制度の受付件数

	健康相談延件数	受付件数
20 年度	2	1
21 年度	8	4
22 年度	7	1
23 年度	1	1
24 年度	1	1

### (10) がん予防

#### ア 働き盛り女性・男性検診大作戦

働き盛り世代のがん検診受診率の向上を図るため、女性のがん事業所出前検診や地元医師会およびがん個別検診医療機関との共働による受診率の向上を目指しています。

#### (ア) 女性のがん事業所出前検診

職域単位での検診制度がない事業所の従業員に検診の機会を作り、受診率向上を図るため、平成 23 年度から県内の小規模事業所を主な対象とした乳がんと子宮がんの事業所出前検診を実施しました。この事業所出前検診では、受診者の居住する市町が発行する受診券を利用することで、個人負担金 1,000 円で受診できます。平成 24 年度は 14 事業所で実施し、子宮がん 242 人、乳がん 224 人が受診しました。

(表 1)

表1 事業所出前検診実施状況

	実施事業所	子宮がん	乳がん
23 年度	16	310	284
24 年度	14	242	224

(イ) 地元医師会との共働

・がん検診推進医による普及啓発

事業所従業員に対し、医師によるがん検診についての講演会を実施しました。

・地域職域連携推進協議会（職域対象者受入れ検討会議）の開催

地域保健および職域保健ならびにがん検診推進医が相互に情報交換を行い、がん検診受診者拡大のための方策について検討するための会議を開催しています。平成 24 年度は生活習慣病予防に関する事項も併せて検討しました。（表 2）

表 2 地域職域連携推進協議会（職域対象者受入れ検討会議）実施状況

平成 24 年度

日 時	場 所	内 容
平成 24 年 8 月 7 日(火) 19 時 30 分～21 時	丹南健康福祉 センター	【全体会】 ・がん検診受診状況について ・健康づくり優良事業所表彰について ・特定健診保健指導事業について
平成 24 年 9 月 25 日(火) 14 時～15 時 30 分	丹南健康福祉 センター	【職域および市町がん担当者】 ・がん検診受診状況について ・事業所出前検診、事業所訪問について ・職域の受診率向上に向けて
平成 25 年 2 月 25 日(月) 19 時 30 分～21 時	丹南健康福祉 センター	【全体会】 ・がん検診受診状況について ・健康増進事業の実施状況について ・健康づくり優良事業所表彰について

(ウ) 健康づくり優良事業所福井県丹南健康福祉センター所長表彰

事業所の事業主および従業員のがん検診を含めた健康づくりに関する意識の向上および職域の健康づくりの取組みの推進を目的に、平成24年度から健康づくりに積極的に取り組んだ事業所を表彰しています。

平成24年度は16事業所が表彰されました。(表3)

表3 健康づくり優良事業所福井県丹南健康福祉センター所長表彰 平成24年度

	事業所名	所在地	業種	従業員規模
優良事業所 健康づくり	社会福祉法人 だるろっぷす はぎの保育園	越前町	医療福祉	50人未満
	アシックス物流株式会社 北陸配送センター	越前市	運輸	50人以上 300人未満
	ウラセ株式会社	鯖江市	製造	〃
	越前ポリマー株式会社 越前工場	鯖江市	製造	〃
	株式会社 鯖江村田製作所	鯖江市	製造	300人以上
健康づくり 努力事業所	社会福祉法人 草の実福祉会 草の実保育園	鯖江市	医療福祉	50人未満
	社会福祉法人 慈生会 水仙園	越前市	医療福祉	〃
	社会福祉法人 雛岳園 愛星保育園	越前市	医療福祉	〃
	株式会社 タイホウ	鯖江市	製造	〃
	井上リボン工業株式会社	越前市	製造	50人以上 300人未満
	カンボウプラス株式会社 福井工場	鯖江市	製造	〃
	鯖江精機株式会社	越前町	製造	〃
	社会福祉法人 ほのぼの苑	南越前町	医療福祉	〃
	社会福祉法人 越前市社会福祉協議会	越前市	医療福祉	〃
	有限会社 ほっとリハビリシステムズ	越前市	医療福祉	〃
アイシン・エイ・ダブリュ工業株式会社	越前市	製造	300人以上	

イ 普及啓発

がん検診についての住民への普及啓発を図るため、父の日、母の日の記念日等にショッピングセンター等におけるキャンペーンを実施し、また市町の健康フェア等において普及啓発を行いました。

(11) 食品衛生

ア 許可を要する食品衛生関係営業施設の指導

食品衛生法第52条に基づく許可を要する施設の状況は表1のとおりで、昨年度より1施設増加し、4,224施設です。

主な業種は飲食店営業(47.2%)、喫茶店営業(14.5%)、乳類販売業(13.5%)、魚介類販売業(6.8%)となっており、特に、飲食店営業の中でも旅館は観光地である越前海岸を有する越前町、南越前町に集中しています。

食品衛生を確保するため、これら営業施設に対する監視指導は地域別・業種別に一斉監視を実施するなど、効率的な監視を行っています。

表1 許可を要する食品営業施設数

H25. 3. 31

業種	項目	23年度	24年度					監視件数	
		営業施設数	営業施設数	鯖江市	越前市	池田町	南越前町		越前町
飲食店営業	一般食堂・レストラン	702	718	241	340	14	39	83	402
	仕出し屋・弁当屋	260	274	82	138	10	13	31	211
	旅館	127	124	8	10	5	29	72	120
	その他	868	879	275	421	9	36	78	496
	小計	1,957	1,995	606	909	38	117	264	1229
	菓子(パンを含む)製造業	243	262	80	122	16	12	23	187
	乳処理業	0	0	0	0	0	0	0	0
	乳製品製造業	2	2	0	1	1	0	0	0
	魚介類販売業	289	284	73	112	9	23	55	201
	魚介類せり売業	7	7	1	1	0	3	2	0
	魚肉ねり製品製造業	1	1	0	1	0	0	0	1
	食品の冷凍・冷蔵業	7	7	0	5	0	0	2	9
	缶詰または瓶詰食品製造業	3	4	0	2	0	0	2	2
	喫茶店営業	612	604	215	286	6	29	68	228
	あん類製造業	2	2	0	2	0	0	0	0
	アイスクリーム類製造業	51	57	13	30	1	6	7	65
	乳類販売業	569	527	182	236	6	31	68	270
	食肉処理業	5	5	0	2	2	1	0	2
	食肉販売業	274	264	72	120	5	23	39	197
	食用油脂製造業	0	0	0	0	0	0	0	0
	みそ製造業	22	21	4	9	3	3	2	8
	醤油製造業	8	8	3	4	0	0	1	3
	ソース類製造業	3	4	2	2	0	0	0	3
	酒類製造業	11	11	3	2	0	4	2	3
	豆腐製造業	24	24	5	10	1	3	5	16
	納豆製造業	2	3	1	1	1	0	0	1
	めん類製造業	30	30	4	14	4	6	2	20
	そうざい製造業	85	83	13	37	10	3	20	92
	添加物製造業	3	3	1	2	0	0	0	1
	清涼飲料水製造業	5	8	2	4	0	1	1	6
	氷雪製造業	3	3	0	3	0	0	0	1
	氷雪販売業	5	5	3	2	0	0	0	4
		4,223	4,224	1,283	1,909	103	264	563	2,549

注) 市町別施設数については露店、移動店舗および自動車による移動販売による許可は除く

## イ 給食施設の指導

給食施設等の食品衛生法による許可を要しない施設の状況は表2のとおりです。

給食施設については、大規模食中毒の発生を未然に防止するための「大量調理施設衛生管理マニュアル」の趣旨に沿って指導し、平成24年度は特に保育園、学校等の給食施設に対し衛生管理の徹底を指導しました。

表2 許可を要しない食品衛生関係営業施設

H25. 3. 31現在

業種 \ 項目		23年度 施設数	24年度 施設数	監視件数
給食施設	学 校	33	34	29
	病院・診療所	23	24	21
	事業所	2	2	1
	その他	95	95	68
合 計		153	155	119

ウ 福井県食品衛生条例に基づく施設等の指導

公衆衛生に与える影響が高い業種として、福井県が独自に定めている福井県食品衛生条例に基づく施設等の状況は表3のとおりです。

管内の越前海岸沖合は良好な漁場に恵まれており、沿岸の町では魚介類加工業や魚介類行商営業といった魚介類関係の営業が盛んです。一方、山間地を中心とした地域で生産される野菜、果実などの農産物の加工業も「地産地消」運動から盛んであり、こうした地域では漬物製造業の営業者が多くなっています。

これらの施設等に対しては、毎年地域別の一斉監視や食品衛生講習会開催により、衛生確保に努めています。

表3 福井県食品衛生条例営業施設等数

条例許可状況 H25. 3. 31現在

業 種	23年度	24年度
魚介類加工業	46	47
漬物製造業	44	43
合 計	90	90

条例登録状況 H25. 3. 31現在

業 種	23年度	24年度
魚介類行商営業	79	71

エ 調理師および製菓衛生師免許登録の状況

調理師および製菓衛生師免許の登録状況等は表4のとおりです。

表4 調理師および製菓衛生師免許登録状況

H25. 3. 31現在

区分 \ 免許の別	調理師				製菓衛生師			
	21年度	22年度	23年度	24年度	21年度	22年度	23年度	24年度
試験受験者	110	98	83	101	10	9	18	18
試験合格者	58	46	39	45	9	7	9	9
合格率 (%)	52.7	46.9	47.0	44.6	90.0	77.8	50.0	50.0
免許登録者	92	100	61	73	13	15	12	14

注) 登録者には養成施設卒業者を含む

オ 食品等の収去試験検査

食品等の安全性を確保するため、年間計画に基づき収去試験検査を実施しています。平成24年度の試験検査の結果は表5のとおりです。衛生規範不適合が10件、県指導基準不適合が4件あり、それぞれ取扱いの改善を指導しました。

表5 食品等の収去検査結果

H25. 3. 31 現在

事業名	実施月	収去数	規格基準・表示不適数	衛生規範・県指導基準不適数	違反内容
春の行楽地対策	4	14		1	衛生規範(1)
物残 質留	鶏卵	6	1		
	養殖魚	11	2		
魚介類特殊検査	5	2			
輸入加工食品	10, 2	7			
夏期食品一斉取締り	6~7	48		6	衛生規範(6)
野菜検査	6~11	8			
玄米検査	9	2			
秋の行楽地対策	9	12		3	県指導基準(2) 衛生規範(1)
添加物表示対策	10	4			
年末食品一斉取締り	11~12	39		4	衛生規範(2) 県指導基準(2)
容器包装検査	1	8			
遺伝子組換え食品	1	3			
アレルギー特定原材料	2	3			
合計		153		14	

## カ 食中毒発生状況

平成 21 年度からの食中毒の発生状況は表 6 のとおりです。

平成 24 年度は、きのこによる食中毒が 1 件、飲食店においてノロウイルスによる食中毒が 1 件発生しました。

野生きのこは、素人が判断、調理するのは大変危険です。

表6 食中毒発生状況

H25. 3. 31現在

年	件数	摂食者	患者数	市町名	備考
21 年度	2	5	2	南越前町	テトロドトキシシン（推定）（家庭内）
		7	7	越前市	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
22 年度	4	18	4	越前町	不明（飲食店）
		1	1	越前町	きのこ毒（ニガクリタケ）（家庭内）
		43	5	越前町	ノロウイルス（飲食店）
		22	3	鯖江市	不明（飲食店）
23 年度	2	6	6	越前町	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
		1	1	鯖江市	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
24 年度	2	1	1	鯖江市	きのこ毒（ツキヨタケ）（家庭内）
		12	2	鯖江市	ノロウイルス（飲食店）

### キ 衛生講習会の実施状況

衛生講習会の実施状況は表7のとおりです。営業者等を対象に食中毒の多発する夏期前を中心として地域別・業種別に衛生講習会を実施し、衛生知識の普及向上と自主管理体制の強化を指導しています。また、地域住民等の要望があるところに出向く「出前講座」を開催し、消費者の衛生知識向上を図っています。

表7 衛生講習会実施状況

H25. 3. 31 現在

区分	項目	衛生講習会		出前講座(再掲)	
		開催数	受講者数	開催数	受講者数
	鯖江市	5	477	3	125
	越前市	6	717	4	250
	池田町	1	37		
	南越前町	2	95		
	越前町	3	230		
	合計	17	1,556	7	375

### ク 福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況

福井県食品衛生自主管理プログラム認証施設の状況等は表8のとおりです。

HACCP手法を取り入れた自主管理の推進はあらゆる業種に求められ、平成21年度より、福井県版ハサップは食品の調理・製造・加工にかかわるすべての食品事業者が認証の対象になりました。

平成24年度は新規に2施設を認証しました。

表8 福井県食品衛生自主管理プログラム認証状況

H25. 3. 31 現在

業種	施設数					合計
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町	
仕出し弁当調製施設	・(有)メディカルサービス さばえ ・すみよし ・ハーツさばえ	・(株)大江戸 ・アスピカホール国高 ・ハーツたけふ				6
給食施設	・木村病院 ・鯖江リハビリテーション病院	・中村病院 ・(有)大八		・介護老人福祉施設 ほのぼの苑		5
そうざい製造施設	・ハーツさばえ	・新珠食品 ・ハーツたけふ	・おこもじ屋	・ほっと今庄		5
めん類製造施設		・武生製麺		・ほっと今庄		2
菓子製造施設				・ほっと今庄		1
飲食店提供施設		・ガーデンクラブパルナール				1
漬物製造業			・おこもじ屋			1
ポーションジャム製造施設		・重松産業				1
ピザソース製造施設		・重松産業				1
食肉加工施設	・ハーツさばえ	・ハーツたけふ				2
合計	7	12	2	4		25

## (12)生活衛生

### ア 営業六法関係施設の状況

理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、興行場、旅館等営業六法関係営業施設数は表 1 のとおりです。

管内では観光地である越前海岸を有する町に旅館が集中しているため、海水浴シーズン前に旅館営業者に対し衛生講習会および立入検査を実施し、施設の衛生管理について指導しています。

近年の特色として、越前市において、いわゆる農家民宿の開設がありました。これらの開設者に対しても旅館業法に基づき指導を行っています。

また、近年、入浴施設に起因するレジオネラ症が県外で発生していることから、循環ろ過装置を利用する浴槽を設置する公衆浴場、旅館の施設に対して立入検査および水質検査を実施し、衛生管理について指導しています。

### イ 温泉関係

温泉の泉源等の状況は表 1、2 のとおりです。

平成 19 年に県外で起きた温泉施設での爆発事故を受け、平成 20 年度に温泉法が改正されました。すべての温泉採取事業者は温泉中のメタンガス濃度を測定し、その濃度によって「許可申請」または「確認申請」を行うことが義務付けられました。管内には 22 の源泉が存在します。採取事業者に対して適切な周知・説明を行い、温泉が安全に汲み上げられるよう指導しています。

越前町では、旅館等に温泉を配湯していることから、温泉利用施設数が多くなっています。

温泉施設の不当表示が問題となったことから、温泉掲示内容の適正化について指導しています。

表 1 施設数（営業六法および温泉関係）

H25. 3. 31 現在

業種	市町						合計	
	鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町			
営業六法関係施設	理容所	71	105	5	13	28	222	
	美容所	149	184	3	21	36	393	
	クリーニング所	13	29			7	49	
	クリーニング取次所	101	114	3	10	20	248	
	公衆浴場	7	14	1	6	8	36	
	興行場	3	4				7	
	旅館	ホテル	7	3				10
		旅館	11	22	3	23	64	123
		簡易宿所・下宿	1	24	4	15	39	83
		特例旅館					2	2
小計	19	49	7	38	105	218		
温泉	源泉数	3	4	2	3	10	22	
	動力装置設置数	2	1	1	3	6	13	
	温泉採取施設数	2	1	2	3	7	15	
	利用施設数	3	6	1	5	49	64	

表2 立入件数（営業六法および温泉関係）

H25.3.31 現在

業種		市町					合 計	
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
営業六法関係施設	理 容 所	46	19	5		24	94	
	美 容 所	9	60				69	
	ク リ ー ニ ン グ 所		1			1	2	
	ク リ ー ニ ン グ 取 次 所		3			1	4	
	公 衆 浴 場	1	5			3	9	
	興 行 場		2				2	
	旅 館	ホ テ ル	1	3				4
		旅 館	2	8	2		39	51
		簡易宿所・下宿		1		1	6	8
		特 例 旅 館					2	2
	小 計	3	12	2	1	47	65	
温 泉	源 泉		1				1	
	動 力 装 置 設 置						0	
	温 泉 採 取 施 設							
	利 用 施 設	1	2	2	0	22	27	

### ウ 浄化槽

浄化槽の設置状況は表3のとおりです。

公共下水道の整備は財政的・時間的に制約があることから、公共下水道未整備地域における浄化槽の設置が増加しています。

浄化槽法に規定する検査の拒否者、保守点検の拒否者に対し適正な維持管理を指導しています。また、平成24年度は浄化槽を設置した者に対し、浄化槽の適正な維持管理に関する講習会を4回開催しました。

### エ 水道施設の状況

水道施設の状況は表3のとおりです。

上水道、簡易水道に対しては施設の立入検査を実施し、施設の維持管理および水質基準に基づく水質管理について指導を行っています。

また、簡易専用水道についても、貯水槽の清掃・点検や水質検査の実施等、適正な維持管理について指導しています。なお、専用水道・簡易専用水道等の業務については、平成25年4月1日に知事から各市長・越前町長へ権限移譲されました。

### オ 特定建築物関係

大型のホテル、店舗、事務所などの特定建築物の状況は表3のとおりです。

特定建築物の衛生的環境を確保するため、管理者に対し適正な維持管理を指導しています。

### カ 墓地埋葬関係

墓地等の施設数は表3のとおりです。

表3 浄化槽、水道、特定建築物、墓地関係施設数

H25. 3. 31 現在

種類		市町						合 計
		鯖江市	越前市	池田町	南越前町	越前町		
浄化槽	単独処理	1833	9115	32	156	588	11724	
	合併処理	772	5417	51	177	97	6514	
	合 計	2605	14532	83	333	685	18238	
水道	上水道	1	1		1	1	4	
	簡易水道		4	5	0	8	17	
	飲料水供給施設			3	1	1	5	
	専用水道				1		1	
	簡易専用水道	76	41		6	15	138	
特定建築物		16	25	1	1	4	47	
墓地	墓地	108	196	6	106	94	510	
	火葬場	1	82	5	51	10	149	
	納骨堂	1	3	1	2		7	

## 2 質の高い医療提供体制の確立

## (1) 医務

## ア 医療施設の設置状況

管内の病院は、全部で18施設あり、地区別には鯖江市に9施設、越前市に7施設、丹生郡に2施設あります。そのうち公的病院は、鯖江市、越前町にそれぞれ1施設あります。

一般診療所は、合計116施設です。地区別には鯖江市に39施設、越前市に54施設、池田町に5施設、南越前町に7施設、丹生郡に11施設あります。(表1)

表1 医療施設数

H25. 3. 31 現在

種別	病 院							一 般 診 療 所						歯科診 療所	
	施設数 総数	病 床 数						施 設 数			病 床 数				
		総数	一般	療養	結核	感染症	精神	総数	一般	療養	無床	病床数	一般		療養
平成23年度	18	2,033	945	694	12	4	378	119	25	(4)	94	364	317	47	60
平成24年度	18	2,013	925	694	12	4	378	116	22	(4)	94	332	285	47	61
鯖江市	9	1,079	405	472	0	4	198	39	7	0	32	94	94	0	22
越前市	7	844	465	199	0	0	180	54	9	(4)	45	157	110	47	30
池田町	0	0	0	0	0	0	0	5	0	0	5	0	0	0	1
南越前町	0	0	0	0	0	0	0	7	2	0	5	24	24	0	2
越前町	2	90	55	23	12	0	0	11	4	0	7	57	57	0	6

注) ( ) 書きは一般施設と重複

## イ 医療従事者の状況

管内医療従事者数および率は、表 2 のとおりです。

表 2 医療従事者数および率（管内）

各年 12.31 現在

年	医 師		歯 科 医 師		薬 剤 師		保 健 師		助 産 師		看 護 師		准 看 護 師	
	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率	数	率
平成18年	233	120.3	71	36.6	178	91.9	75	38.7	13	6.7	724	373.7	912	470.8
平成20年	243	126.6	81	42.2	176	91.7	78	40.6	13	6.8	803	418.3	899	468.6
平成22年	249	130.5	80	41.9	178	93.3	81	42.6	19	10.0	900	471.7	909	476.4
平成24年							86	45.5	19	10.0	950	502.4	895	473.3

注) 率は人口 10 万対

(隔年実施の三師調査および医療従事者届による)

平成 24 年の医師・歯科医師・薬剤師数は未公表

## ウ 病院・診療所立入検査の実施状況

医療施設については、医療法その他の法令により人員、構造設備等遵守すべき基準が定められています。

医療法第 25 条の規定に基づき実施される立入検査では、管内の病院・診療所を対象に定められた人員や構造設備を有し、かつ、適正な管理を行っているのか否かを確認しています。

## エ 救急医療対策・休日急患医療確保対策

救急告示施設（病院では鯖江市に 5 施設、越前市に 4 施設、越前町に 1 施設、診療所では越前市に 2 施設）については、消防機関との協力体制が確立され応急処置等の救急医療が実施されています。

なお、休日については、昭和 50 年 11 月から鯖江市医師会、昭和 53 年 4 月から丹生郡医師会、武生医師会も在宅当番医制を実施し、休日急患の応急処置にあたっています。

初期救急医療機関からの重症患者を受け入れて診療を行う二次救急については、管内では公立丹南病院が病院群輪番制病院に指定されています。

## 救急病院

H25.3.31 現在

病 院 名	所 在 地	電 話 番 号	一般・療養病床数	
				うち救急用 病床
公立丹南病院	鯖江市三六町 1 丁目 2 番 31 号	0778-51-2260	199	2
広瀬病院	旭町 1 丁目 2 番 8 号	0778-51-3030	166	2
斎藤病院	中野町 6-1-1	0778-51-0593	90	2
木村病院	旭町 4 丁目 4 番 9 号	0778-51-0478	176	4
高野病院	本町 2 丁目 3 番 10 号	0778-51-0845	34	2
(医)林病院	越前市府中 1 丁目 5 番 7 号	0778-22-0336	216	8
(医)相木病院	中央 2 丁目 9 番 40 号	0778-22-1607	34	2
中村病院	天王町 4 番 28 号	0778-22-0618	206	23
越前町国民健康保険織田病院	越前町織田第 106 号 44 番地 1	0778-36-1000	55	2

## 救急診療所

診療所名	所在地	電話番号	一般病床数	
				うち救急用病床
土川整形外科医院	越前市常久町 8 番 1 号	0778-22-5280	19	2
東武内科外科クリニック	〃 横市町 6 番地 3	0778-21-1155	19	3

### オ メディカルコントロール体制

救急患者の救命率向上のためには、医療機関と連携したプレホスピタル・ケアとしての救急救命士を中心とした消防機関における救急活動が適切に行われる必要があります。

このため、平成 15 年 9 月に医師会、救急病院、消防本部等で構成する丹南地域メディカルコントロール協議会を設置しました。

また、救急救命士が行った包括的指示下での除細動の実施、医師の具体的指示下での気管挿管の実施結果の検証等について協議しています。

### カ へき地医療対策

へき地診療所に対する代替医師、看護師等の派遣を行い地域住民の医療を確保するため、当センターで平成 13 年 2 月に開催した丹南地域保健医療計画推進部会の意見等を踏まえ、平成 13 年 4 月に公立丹南病院がへき地医療支援病院に指定されています。

### キ 原爆被爆者対策

管内の原爆被爆者は、平成 24 年 12 月 31 日現在で 13 名です。

原爆被爆者の健康維持および向上を図ることを目的に、定期検診を年 2 回行っています。また、その結果、精密検査を必要とする者およびがん検診希望者については、中村病院と公立丹南病院に委託して検査を行っています。

なお、原子爆弾の傷害作用により厚生労働大臣の認定を受けた 1 名に医療特別手当が支給され、特別の疾患に罹患し治療を受けることが必要と認定された原爆被爆者 11 名に健康管理手当が支給されています。

### ク 骨髄および臓器移植推進対策

骨髄移植推進対策として、市町の協力を得ながらパンフレットやリーフレット等を配布、ショッピングセンターでの街頭キャンペーンの実施等啓発に努めています。

また、センターでドナー登録の受付を実施しています。

臓器移植についても、管内の市町と連携をとりながらパンフレットおよび臓器提供意思表示カードの配布により、普及啓発に努めています。

## (2) 業務

### ア 業務関係施設の状況

管内は、全国でも有数の眼鏡産地であり、医療機器の眼鏡・レンズ製造業者等が鯖江市を中心として多く存在しています。眼鏡製造に関連して業務上毒物劇物を取扱うメッキ業者も多く毒物及び劇物取締法関係施設は、管内に 141 施設あります。(表 1)

また、薬局などの薬事法関係施設は管内全部で 904 施設あり、薬事法改正に伴う店舗販売業の許可が増加しました。(表 2)

薬局・医薬品販売業者も、越前市や鯖江市に多く集中しており、郡部は比較的少ない状況です。センターでは、通常監視の他、医薬品等一斉監視指導、医療機器一斉監視指導、農薬危害防止運動などにより、これらの施設の立入検査を行っています。

## イ 医薬分業の推進

地域医療の質的向上を図るため、地域の特性に応じた医薬分業の推進方策を検討することを目的に、平成11年度に医師会、歯科医師会、薬剤師会、住民代表及び行政からなる丹南医療圏医薬分業推進会議を設置しました。

薬局のない地区が多いことなどから分業率は低い状況にありますが、最近では市街地を中心に受入調剤薬局も整備されつつあり、院外処方せんを交付する医療施設が増える傾向にあります。

センターでは、住民の医薬分業への理解を求め普及啓発を行っています。

表1 毒物及び劇物取締法関係施設数

H24. 12. 31 現在

	合計	毒物劇物販売業				要届出業務上取扱者					製造業		輸入業		特定毒物使用者	特定毒物研究者	
		一般	農薬用	特定	計	電気めつき業	金属熱処理業	運送業	しろあり防除業	計	大臣登録	知事登録	大臣登録	知事登録			
平成22年	151	74	49	3	126	13		2		15		8					2
平成23年	148	73	49	3	125	11		2		13		8					2
平成24年	141	72	43	3	118	11		2		13		8					2
鯖江市	64	30	14	3	47	11				11		5					1
越前市	59	36	17		53			2		2		3					1
池田町	4		4		4												
南越前町	4	1	3		4												
越前町	10	5	5		10												

表2 薬事法関係施設数

H24. 12. 31 現在

	合計	薬局			医薬品販売業							医療機器販売業			薬局医薬品製造	製造業						製造販売業			
		自我管理	他管理	計	店舗	一般	卸売	薬種商	配置	特例	計	販売	賃貸	計		大臣	知事	医薬部外品	化粧品	医療機器	医療機器修理	医薬品	医薬部外品	医療機器	
																									大
平成22年	875	13	42	55	23	2	2	22	8	4	61	631	8	639	5	1		1	1	61	1	1	1	1	43
平成23年	897	9	47	56	31	1	2	14	8	2	58	654	8	662	5	1		1	1	61	1	1	1	1	44
平成24年	904	8	53	61	44		3		8		55	652	8	660	5	1	2	1		64	1	1	1	1	47
鯖江市	402	3	17	20	12		2		1		15	260	4	264	1		1	1		57	1		1	1	40
越前市	401	5	28	33	23		1		5		29	313	4	317	4	1	1		6		1			5	
池田町	10			0							0	10		10											
南越前町	29		2	2	2						2	25		25											
越前町	62		6	6	7				2		9	44		44					1						2

## ウ 薬物乱用防止対策

医療機関の立入検査により、麻薬等の適正な使用・保管について指導を行うとともに、不正大麻・けし撲滅運動期間（5月～6月）を中心に麻薬等の原料となる大麻・けしの不正栽培の取締りや、自生種の発見除去に力を注いでいます。

また、薬物乱用防止対策として、地域の特性に応じた組織的な啓発活動を行うため、平成12年度からは福井県薬物乱用防止指導員丹南地区協議会を設置して、薬物乱用防止対策の徹底を図っています。特に、6月から7月にかけて行う「ダメ。ゼッタイ。」普及運動では、ガールスカウト、ボーイスカウト、福井県薬物乱用防止指導員並びに警察の協力のもとショッピングセンターにおいて街頭キャンペーンを実施しています。年間を通じて、中高生向けの薬物乱用防止読本、ポスター、リーフレット、ティッシュ等の資材を薬物乱用防止指導員、警察署、薬剤師会等の協力を得て配布し広報啓発を行っています。なお、センターでは薬物相談窓口を設置し、住民からの相談に応じています。

## エ 献血推進対策

表3に示すとおり、市町の協力により、献血者を確保しています。

近年、血漿分画製剤の需要の増大、献血者の高齢化により、低年齢層の献血や初回献血者の拡大を図ることが重要な課題となっています。

表3 献血者数

市町	年度	平成22年度				平成23年度				平成24年度					
		予定数	実績			予定数	実績			予定数	実績				
			200ml	400ml	成分		計	200ml	400ml		成分	計	200ml	400ml	成分
鯖江市	1,701	229	1,707	0	1,936	2,013	188	1,888	0	2,076	1,909	144	1,839	0	1,983
越前市	2,709	215	2,437	0	2,652	2,623	212	2,752	0	2,964	2,880	180	2,610	0	2,790
池田町	63	2	45	0	47	61	7	46	0	53	63	1	44	0	45
南越前町	63	14	132	0	146	122	11	135	0	146	125	9	117	0	126
越前町	315	27	227	0	254	305	37	252	0	289	313	30	288	0	318
計	4,851	487	4,548	0	5,035	5,124	455	5,073	0	5,528	5,290	364	4,898	0	5,262

(血液センター資料より)